

# 指定管理者評価表（令和2年度）

## 1. 施設概要

施設名	奈良市鴻ノ池陸上競技場等11体育施設	評価主体	市民部スポーツ振興課
指定管理者	奈良市スポーツまちづくり推進パートナーズ（公募）	指定の期間	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで (5年間)
設置目的	市民の体育・スポーツの振興を図るとともに文化の向上に資するため。		

## 2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業報告書の確認(年1回)</li> <li>●利用状況報告(月次)</li> <li>●不定期の施設視察</li> </ul>	利用者の満足度調査等	●各施設窓口でのご意見、苦情聴取	実地調査実施日	月に2回程度
-------------	--	------------	------------------	---------	--------

## 3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	163,900,000	35,721,450	-	353,236	305	-	別紙	-
令和元年度	-	-	-	-	-	-	別紙	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項	令和2年度は指定管理の初年度にあたり、管理する施設に変更があったため、令和元年度の指標はありません。							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

## 4. 項目別評価

### (1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	インターネット予約システムを活用し、予約の公平性を期している。奈良市HP、市民だより、HP等で広報を行い、広く周知活動を行っている。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	指定管理者が独自にHPを作成し、タイムリーにブログを更新するなど情報発信に努めている。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	業務仕様で定める個人情報の保護、その他法令に係る業務を実施し適状態を維持している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	社内規定に沿って会計処理を行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	軽度の修繕・補修を積極的に行い、景観に配慮した植栽地管理を自主的に実施している。 法定点検等についても適正に実施している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	危険箇所を把握し、施設の安全確保に努めている。災害予防の為、すべての排水側溝の泥上げを実施するなど危機管理に対する意識が高い。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態  
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるもので あること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	陸上競技場の芝生の管理状況については格段の改善が維持できている。利用者サービスについて利用団体や利用者からの要望に対して柔軟に対応し利用拡大に貢献している。	A
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの影響で計画通りの実施は難しかったが、感染防止対策を講じ、教室や大会を実施することが出来た。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	周辺の清掃作業やグラウンド整備を日常的に行い、健全な施設の状態を維持している。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が 図られるもので あること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	指定管理料の範囲内で管理運営ができています。体育設備や芝生管理においては蓄積されたノウハウを活かし、効率的な管理修繕を行っている。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して 行う能力を有して いること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。	職員体制を見直しサービス水準の向上に努めた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	スタッフ育成のため接客、電話対応、商品知識などの研修を実施した。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理料内で計画的な施設運営が出来ている。	B
その他効果的に 公の施設の管理 の目的を達成す ることのできる 団体であること	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	健康志向、競技志向、リハビリ、成人病予防などあらゆるニーズに対応できる施設として、幅広い視点で管理運営するとともに、付加価値のあるサービス提供を目指している。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として、行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	行政の実施する事業について、一定の協力が見られる。市からの要請に対しても対応している。	B
	要望・苦情への対応	利用者が要望・苦情を述べやすい環境づくりができていますか。	受付、自主事業などの担当者を選任して、日々のコミュニケーションから意見を収集しやすい環境の醸成に努めている。	B
	アンケート調査の実施	アンケートを実施しているか。また実施結果を把握しているか。	年1回アンケートを実施することで、改善すべき事項を把握し、より良い施設サービスの向上を目指している。	B

5. 総合評価

総合評価	施設管理において、行政と十分な連携もとれており円滑かつ健全な管理運営を行った。 特に芝生の管理は高いレベルで行われ、また、利用者に対するサービス向上の姿勢も評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%)		番号	施設名	施設稼働率(%)	
		令和元年度	平成30年度			令和元年度	平成30年度
1	鴻ノ池陸上競技場 主競技場	90.0%	75.2%	16			
2	鴻ノ池陸上競技場 補助競技場	66.5%	64.4%	17			
3	鴻ノ池陸上競技場 投てき練習場	30.9%	8.2%	18			
4	鴻ノ池陸上競技場 多目的広場	35.4%	30.2%	19			
5	鴻ノ池球場	61.0%	41.8%	20			
6	鴻ノ池コート	74.6%	61.4%	21			
7	中央体育館	0.783	0.85	22			
8	中央第二体育館	0.863	0.907	23			
9	南部生涯スポーツセンター体育館	0.879	0.96	24			
10	南部生涯スポーツセンター球技場	0.444	0.545	25			
11	南部生涯スポーツセンターコート	0.285	0.321	26			
12	南部生涯スポーツセンター多目的広場	0.278	0.216	27			
13	柏木球技場	0.62	0.572	28			
14	柏木コート	0.547	0.548	29			
15				30			

# 指定管理者評価表（令和2年度）

## 1. 施設概要

施設名	奈良市ならやま屋内温水プール	評価主体	市民部スポーツ振興課
指定管理者	奈良市社会福祉協議会 (非公募)	指定の期間	平成29年 4月 1日から 令和4年 3月31日まで (5年間)
設置目的	市民の体育・スポーツの振興を図るとともに文化の向上に資するため		

## 2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業報告書の確認(年1回)</li> <li>●日常業務報告(毎月)</li> <li>●不定期による現場視察</li> </ul>	利用者の満足度調査等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ご意見箱の設置</li> <li>●各施設窓口でのご意見、苦情聴取</li> </ul>	実地調査実施日	月に2回程度
-------------	--	------------	--	---------	--------

## 3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	10,000,000	-	-	-	-	-	-	-
令和元年度	42,346,000	2,501,305	-	17,526	144	-	100	-
変動の大きい指標の変動理由	施設の老朽により令和元年10月より臨時休館している。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

## 4. 項目別評価

### (1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	休館中のため供用日は無かった。	-
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	独自に定款を定めており、職員にも周知している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	独自に定款を定めており、個人情報については施錠保管を徹底するなど適切に処理している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	公会計に準じた経理規定を設け、適切に執行している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	休館中ではあるが、各所の清掃や換気など施設の劣化を防ぐための方策が取られている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	自動ドアの施錠や夜間の窓閉め等の戸締りを行うことで、一般の利用者が誤って立ち入ったり、不審者が侵入したりすることの無いように努めている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態  
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	施設老朽化による休館中のため供用日は無かった。	-
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	休館中のため自主事業の実施は無かった。	-
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	休館中のため、利用が無かった。	-
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	休館に伴う指定管理料の縮減にも関わらず、適切な施設管理を行っている。非常勤職員を活用することで人件費削減に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。	総合福祉センターとも連携を取り、安全な施設管理ができています。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	総合福祉センターとも連携をとり、指定管理料内での施設管理が出来ている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	休館中のため供用日が無かった。	-
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として、行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	指定管理業務を円滑に進めるため行政連携しながら、業務遂行に努めている。	B

5. 総合評価

総合評価	施設の維持に関して、概ね良好な管理運営がされている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

# 指定管理者評価表（令和2年度）

## 1. 施設概要

施設名	中央武道場等4施設	評価主体	市民部スポーツ振興課
指定管理者	奈良市総合財団 (非公募)	指定の期間	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで (5年間)
設置目的	市民の体育・スポーツの普及振興を図るとともに施設の有効活用を図るために設立された。		

## 2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業報告書の確認(年1回)</li> <li>●日常業務報告(毎月)</li> <li>●不定期による現場視察</li> </ul>	利用者の満足度調査等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ご意見箱の設置</li> <li>●各施設窓口でのご意見、苦情聴取</li> </ul>	実地調査実施日	月に2回程度
-------------	--	------------	--	---------	--------

## 3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	使用料金収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	59,100,000	6,262,170	-	123,612	264	-	別紙	-
令和元年度	-	-	-	-	-	-	別紙	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項	令和2年度は指定管理の初年度にあたり、管理する施設に変更があったため、令和元年度の指標はありません。							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

## 4. 項目別評価

### (1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	インターネット予約システムを活用し、公平性を期している。奈良市HP、市民だより、総合財団HP等で広報を行い、広く周知活動を行っている。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	指定管理者において、情報公開に関する要綱等を定め、総合財団HP上でも様々な情報公開に努めている。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報保護要綱を定め、施設使用申請書等の個人情報については、施錠できる場所等で保管している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	会計ソフトを活用し、指定管理者において庶務規定、会計処理規定を定め適切に執行している。また、公認会計士による月次監査を実施しており、外部のチェックが入る体制が出来ている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	軽度の修繕・補修などは、職員が積極的に行っている。また、法定点検等についても適正に実施している。チェックシートの作成などを進めており、管理体制の向上が見られる。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	危険箇所や修繕の必要性などについて、こまめに担当課に連絡があり、危険箇所は立ち入り禁止とするなど施設の安全確保に努めている。危機対応マニュアル等を作成しており、安全な施設運営に努めている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態  
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	安全で利便性の高い施設管理を心がけ、利用者や所管課の要望にも迅速に対応している。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	貸館事業と自主事業のバランスを保ち計画通りに実施している。	A
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	スポーツ産業の振興と利用促進のために年末年始の供用日の拡大を行った。苦情・要望等についても情報共有をしながら対応している。接遇に関する研修を実施するなど、サービス向上に努めている。	A
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	安全性と利便性を保ち、効率化を中心とした経費削減を進めている。消耗品などの購入、管理の方法についても再検討を行い、適切なコスト管理に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。	シフト勤務制を導入しながら、サービスの質の維持に努めている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	各種協議会への参加や、他市町村の施設や民間施設の事例などの情報収集に努めている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理料の範囲内で計画的に施設運営を行っている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	利用しやすい施設として、供用日の拡大や開場時間の延長などを行うことで、利便性を高め、多くの人がスポーツに供しやすい環境づくりに努めている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として、行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	担当課の開催するイベントにも積極的に協力しており、連携が取れている。施設管理の面においても、様々な事案について自主的に解決するよう努め、報告体制も適切であった。	B
	要望・苦情への対応	利用者が要望・苦情を述べやすい環境づくりができていますか。	ご意見箱を設置するなどし、要望・苦情については迅速に対応している。要望等については、関連施設で共有し、所管課とも調整しながら対応している。	B
	アンケート調査の実施	アンケートを実施しているか。また実施結果を把握しているか。	アンケートを実施することで、改善すべき事項を把握し、より良い施設サービスの向上を目指している。	B

5. 総合評価

総合評価	施設管理業務については円滑に実施しており、担当課との連携も取れている。接遇や利用者対応の面でもサービスが向上しており、行政の実施事業についても積極的に協力をしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%)		番号	施設名	施設稼働率(%)	
		令和元年度	平成30年度			令和元年度	平成30年度
1	中央武道場	51.4%	63.5%	16			
2	中央第二武道場	58.5%	63.5%	17			
3	弓道場	81.6%	79.3%	18			
4	相撲場	6.9%	12.2%	19			
5				20			
6				21			
7				22			
8				23			
9				24			
10				25			
11				26			
12				27			
13				28			
14				29			
15				30			



# 指定管理者評価表（令和2年度）

## 1. 施設概要

施設名	奈良市西部生涯スポーツセンター等18施設	評価主体	市民部スポーツ振興課
指定管理者	奈良市総合財団 (非公募)	指定の期間	令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで (3年間)
設置目的	市民の体育・スポーツの振興を図るとともに文化の向上に資するため		

## 2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業報告書の確認(年1回)</li> <li>●日常業務報告(毎月)</li> <li>●不定期による現場視察</li> </ul>	利用者の満足度調査等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ご意見箱の設置</li> <li>●各施設窓口でのご意見、苦情聴取</li> </ul>	実地調査実施日	月に2回程度
-------------	--	------------	--	---------	--------

## 3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	221,400,000	38,255,980	-	217,475	247	-	別紙	-
令和元年度	246,900,000	39,412,695	-	296,550	301	-	別紙	-
変動の大きい指標の変動理由	コロナウイルス感染拡大防止に伴う施設使用の制限によるもの。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

## 4. 項目別評価

### (1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	インターネット予約システムを活用し、公平性を期している。奈良市HP、市民だより、総合財団HP等で広報を行い、広く周知活動を行っている。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	指定管理者において、情報公開に関する要綱等を定め、総合財団HP上でも様々な情報公開に努めている。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	指定管理者において、個人情報保護要綱を定め、施設使用申請書等の個人情報については、施錠できる場所で保管している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	会計ソフトを活用し、指定管理者において庶務規定、会計処理規定を定め適切に執行している。また、公認会計士による月次監査を実施しており、外部のチェックが入る体制が出来ている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	軽度の修繕・補修などは、職員の空き時間などを利用し積極的に行っている。また、法定点検等についても適正に実施している。チェックシートの作成などを進めており、管理体制の向上が見られる。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	危険箇所の把握と、修繕の必要性などについて、こまめに連絡があり、危険箇所は立ち入り禁止とするなど、施設の安全確保に努めている。危機対応マニュアル等を作成しており、安全な施設運営に努めている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態  
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	安全で利便性の高い施設管理を心がけ、利用者や所管課の要望にも迅速に対応している。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	貸館事業と自主事業のバランスを保ち計画通りに実施している。水泳教室など、定員を超える応募がある事業もある。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	苦情・要望等についても情報共有をしながら対応している。接遇に関する研修を実施するなど、サービス向上に努めている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	コスト管理の意識を持って施設の管理運営に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。	シフト勤務制を導入したことで、サービスの質は維持しつつ、人件費の削減に成果が出ている。今後も適性を最大限に活かした人材活用を行って欲しい。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	専門知識を持った職員が配置されており、臨時職員も含めた情報共有と研修・指導に努めている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理料以外の財源が乏しいため、組織としての事業継続が指定管理料に左右される状況である。人件費の増加が施設管理業務を圧迫しているため、組織としての体制の見直しが必要である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	地域に根ざしたスポーツ施設としての管理や従前からの事業は継続できている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として、行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	今後の施設運営を見据えて連携をとってスポーツ振興に当たっていきいたい。	B
	要望・苦情への対応	利用者が要望・苦情を述べやすい環境づくりができていますか。	ご意見箱を設置するなどし、要望・苦情については迅速に対応している。施設窓口に寄せられる要望も可能な限り即時対応している。	B
	アンケート調査の実施	アンケートを実施しているか。また実施結果を把握しているか。	各施設で新たにアンケート調査を実施した。寄せられた情報を施設の整備などに活かしている。	B

5. 総合評価

総合評価	スポーツ施設の管理者として、実績を積み重ね、より効率的に業務を実施している。 温水プール施設については、高コストの施設運営となるが、経費削減に取り組み適切に運営している。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%)		番号	施設名	施設稼働率(%)	
		令和2年度	令和元年度			令和2年度	令和元年度
1	西部生涯スポーツセンター 体育館	95.6%	98.5%	16	登美ヶ丘球技場	51.0%	40.9%
2	西部生涯スポーツセンター 屋内温水プール	99.4%	100.0%	17	西部生涯スポーツセンター ゲートボール場	32.9%	28.1%
3	西部生涯スポーツセンター 球技場	64.7%	69.4%	18	西部生涯スポーツセンター クラブハウス	3.1%	9.0%
4	西部生涯スポーツセンター コート	64.2%	66.3%	19			
5	緑ヶ丘球場	48.5%	60.9%	20			
6	青山コート	47.0%	48.3%	21			
7	青山プール	100.0%	100.0%	22			
8	黒谷コート	72.3%	72.8%	23			
9	黒谷球技場	40.6%	42.2%	24			
10	平城第一コート	62.1%	62.9%	25			
11	平城第一球技場	35.8%	34.6%	26			
12	平城第二コート	72.0%	69.9%	27			
13	平城第二球技場	54.1%	53.1%	28			
14	佐保山コート	43.3%	43.4%	29			
15	奈良阪球技場	34.1%	41.7%	30			

# 指定管理者評価表（令和2年度）

## 1. 施設概要

施設名	奈良市ならやまコミュニティスポーツ会館	評価主体	市民部スポーツ振興課
指定管理者	平城ニュータウンスポーツ協会 (非公募)	指定の期間	平成28年4月1日から 令和3年3月31日まで (5年間)
設置目的	市民の体育・スポーツの振興と連帯感の育成を図り、もつて市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため		

## 2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業報告書の確認(年1回)</li> <li>●日常業務報告(毎月)</li> <li>●不定期による現場視察</li> </ul>	利用者の満足度調査等	●施設窓口でのご意見、苦情聴取	実地調査実施日	月に1回程度
-------------	--	------------	-----------------	---------	--------

## 3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	1,790,000	1,359,000	-	16,799	365	-	79.0	-
令和元年度	1,790,000	1,797,450	-	27,657	365	-	89.1	-
変動の大きい指標の変動理由	コロナウイルス感染拡大防止に伴う施設使用の制限によるもの。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

## 4. 項目別評価

### (1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	予約抽選日を定めるなど、平等に利用してもらえる環境づくりに努めている。また、地域広報誌なども活用している。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の情報公開に準じ、適正な運用を図っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報については、慎重に取り扱い、申請書等については施設の出来る場所で保管している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	経理については、単独で処理せず会長等に確認を取りながら執行している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設・備品等について、異常がある場合は適切に報告があり、維持管理に努めていた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の保安・警備については、目視で確認すると共に、非常時の対応については、周辺住民からの応援態勢を申し合わせている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態  
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	事業実施計画は策定されていないが、スポーツを通じた地域のコミュニケーションの向上に努めている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主事業は実施していない。 (業務仕様として定めていない)	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティを重視した利用をし、苦情等についても適切に対応している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	管理経費については必要最低限の執行に努め、小修繕等については管理者で実施し、経費の縮減に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。	管理委員を決め、利用者が不便にならないよう連絡体制を取っている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	地域密着型の施設運営について、長年のノウハウを活かし、市民サービスに努めている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理料の範囲内での管理運営に努め、自治会としての財務状況に影響を及ぼさないよう運営が出来ている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	施設の設置目的でもある、地域における生涯スポーツの促進を意識している。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として、行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	指定管理者として市の方針を理解し、報告などについても適切に行っている。	B

5. 総合評価

総合評価	利用者からの苦情は特になく、概ね良好な管理運営がされている。 また、稼働率も比較的高水準であり、利用者の満足度の高さが伺える。 管理運営は地元自治連合会が行っており、利用しやすい方法や維持管理に努めている。 また、地域のスポーツクラブの活動拠点としての利用促進もしており、適正と評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

# 指定管理者評価表（令和2年度）

## 1. 施設概要

施設名	奈良市高の原コミュニティスポーツ会館	評価主体	市民部スポーツ振興課
指定管理者	平城ニュータウンスポーツ協会 (非公募)	指定の期間	平成28年4月1日から 令和3年3月31日まで (5年間)
設置目的	市民の体育・スポーツの振興と連帯感の育成を図り、もつて市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため		

## 2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業報告書の確認(年1回)</li> <li>●日常業務報告(毎月)</li> <li>●不定期による現場視察</li> </ul>	利用者の満足度調査等	●施設窓口でのご意見、苦情聴取	実地調査実施日	月に1回程度
-------------	--	------------	-----------------	---------	--------

## 3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	2,190,000	1,248,300	-	15,217	365	-	80.4	-
令和元年度	2,190,000	1,384,050	-	18,606	365	-	90.4	-
変動の大きい指標の変動理由	コロナウイルス感染拡大防止に伴う施設使用の制限によるもの。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

## 4. 項目別評価

### (1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	予約抽選日を定めるなど、平等に利用してもらえる環境づくりに努めている。また、地域広報誌なども活用している。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の情報公開に準じ、適正な運用を図っている。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報については、慎重に取り扱い、申請書等については施錠の出来る場所で保管している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	経理については、単独で処理せず会長等に確認を取りながら執行している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設・備品等について、異常がある場合は適切に報告があり、維持管理に努めていた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の保安・警備については、目視で確認すると共に、非常時の対応については、周辺住民からの応援態勢を申し合わせている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態  
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	事業実施計画は策定されていないが、スポーツを通じた地域のコミュニケーションの向上に努めている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主事業は実施していない。 (業務仕様として定めていない)	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティを重視した利用をし、苦情等についても適切に対応している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	管理経費については必要最低限の執行に努め、小修繕等については管理者で実施し、経費の縮減に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。	管理委員を決め、利用者が不便にならないよう連絡体制を取っている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	地域密着型の施設運営について、長年のノウハウを活かし、市民サービスに努めている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理料の範囲内での管理運営に努め、自治会としての財務状況に影響を及ぼさないよう運営が出来ている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	施設の設置目的でもある、地域における生涯スポーツの促進を意識している。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として、行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	指定管理者として市の方針を理解し、報告などについても適切に行っている。	B

5. 総合評価

総合評価	利用者からの苦情は特になく、概ね良好な管理運営がされている。 また、稼働率も比較的高水準であり、利用者の満足度の高さが伺える。 管理運営は地元自治連合会が行っており、利用しやすい方法や維持管理に努めている。 また、地域のスポーツクラブの活動拠点としての利用促進もしており、適正と評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

# 指定管理者評価表（令和2年度）

## 1. 施設概要

施設名	奈良市七条コミュニティスポーツ会館	評価主体	市民部スポーツ振興課
指定管理者	七条地区自治連合会 (非公募)	指定の期間	平成28年4月1日から 令和3年3月31日まで (5年間)
設置目的	市民の体育・スポーツの振興と連帯感の育成を図り、もって市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため		

## 2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業報告書の確認(年1回)</li> <li>●日常業務報告(毎月)</li> <li>●不定期による現場視察</li> </ul>	利用者の満足度調査等	●施設窓口でのご意見、苦情聴取	実地調査実施日	月に1回程度
-------------	--	------------	-----------------	---------	--------

## 3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	1,650,000	1,265,250	-	16,441	365	-	75.3	-
令和元年度	1,650,000	1,955,550	-	15,293	365	-	78.1	-
変動の大きい指標の変動理由	コロナウイルス感染拡大防止に伴う施設使用の制限によるもの。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

## 4. 項目別評価

### (1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	平等に利用してもらえる環境づくりに努めている。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の情報公開に準じ、適正な運用を図っている。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報については、慎重に取り扱い、申請書等については施錠の出来る場所で保管している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	経理については、単独で処理せず会長等に確認を取りながら執行している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設・備品等について、異常がある場合は適切に報告があり、維持管理に努めていた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の保安・警備については、目視で確認すると共に、非常時の対応については周辺住民からの応援態勢を申し合わせている。	適



(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態  
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	事業実施計画は策定されていないが、スポーツを通じた地域のコミュニケーションの向上に努めている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主事業は実施していない。 (業務仕様として定めていない)	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティを重視した利用をし、苦情等についても適切に対応している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	管理経費については必要最低限の執行に努め、小修繕等については管理者で実施し、経費の縮減に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。	管理委員を決め、利用者が不便にならないよう連絡体制を取っている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	地域密着型の施設運営について、長年のノウハウを活かし、市民サービスに努めている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理料の範囲内での管理運営に努め、自治会としての財務状況に影響を及ぼさないよう運営が出来ている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	施設の設置目的でもある、地域における生涯スポーツの促進を意識している。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として、行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	指定管理者として市の方針を理解し、報告などについても適切に行っている。	B

5. 総合評価

総合評価	施設運営について、長年のノウハウを活かし、市民サービス及び施設の維持管理に努めている。また、地域のスポーツクラブの活動拠点としての利用促進もしており、評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

# 指定管理者評価表（令和2年度）

## 1. 施設概要

施設名	奈良市東市コミュニティスポーツ会館	評価主体	市民部スポーツ振興課
指定管理者	東市地区自治連合会 (非公募)	指定の期間	平成28年4月1日から 令和3年3月31日まで (5年間)
設置目的	市民の体育・スポーツの振興と連帯感の育成を図り、もつて市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため		

## 2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	●事業報告書の確認(年1回) ●日常業務報告(毎月)	利用者の満足度調査等	●施設窓口でのご意見、苦情聴取	実地調査実施日	月1回程度
-------------	-------------------------------	------------	-----------------	---------	-------

## 3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	1,250,000	774,750	-	6,926	365	-	47.2	-
令和元年度	1,250,000	752,100	-	6,677	365	-	48.0	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

## 4. 項目別評価

### (1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	平等に利用してもらえる環境づくりに努めている。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の情報公開に準じ、適正な運用を図っている。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報については、慎重に取り扱い、申請書等については施錠の出来る場所で保管している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	経理については、単独で処理せず会長等に確認を取りながら執行している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設・備品等について、異常がある場合は適切に報告があり、維持管理に努めていた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の保安・警備については、目視で確認すると共に、非常時の対応については、周辺住民からの応援態勢を申し合わせている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態  
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	事業実施計画は策定されていないが、スポーツを通じた地域のコミュニケーションの向上に努めている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主事業は実施していない。 (業務仕様として定めていない)	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティを重視した供用を心がけている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	管理経費については必要最低限の執行に努め、小修繕等については管理者で実施し、経費の縮減に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。	受付窓口を施設近隣の店舗にするなど工夫をしており、利便性の確保に努めている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	地域密着型の施設運営について、長年のノウハウを活かし、市民サービスに努めている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理料の範囲内での管理運営に努め、自治会としての財務状況に影響を及ぼさないよう運営が出来ている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	施設の設置目的でもある、地域における生涯スポーツの促進を意識している。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として、行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	指定管理者として市の方針を理解し、報告などについても適切に行っている。	B

5. 総合評価

総合評価	概ね良好な管理運営がされている。 管理運営は地元自治連合会が行っており、利用しやすい方法や維持管理に努めている。 また、地域のスポーツクラブの活動拠点としての利用促進もしており、適正と評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

# 指定管理者評価表（令和2年度）

## 1. 施設概要

施設名	奈良市南紀寺コミュニティスポーツ会館	評価主体	市民部スポーツ振興課
指定管理者	南紀寺五丁目第一自治会 (非公募)	指定の期間	平成28年4月1日から 令和3年3月31日まで (5年間)
設置目的	市民の体育・スポーツの振興と連帯感の育成を図り、もつて市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため		

## 2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	●事業報告書の確認(年1回) ●日常業務報告(毎月)	利用者の満足度調査等	●施設窓口でのご意見、苦情聴取	実地調査実施日	月1回程度
-------------	-------------------------------	------------	-----------------	---------	-------

## 3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	1,300,000	1,033,050	-	9,123	365	-	69.1	-
令和元年度	1,300,000	1,134,300	-	10,365	365	-	76.1	-
変動の大きい指標の変動理由	コロナウイルス感染拡大防止に伴う施設使用の制限によるもの。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

## 4. 項目別評価

### (1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	予約抽選日を定めるなど、平等に利用してもらえる環境づくりに努めている。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の情報公開に準じ、適正な運用を図っている。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報については、慎重に取り扱い、申請書等については施錠の出来る場所で保管している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	経理については、単独で処理せず会長等に確認を取りながら執行している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設・備品等について、異常がある場合は適切に報告があり、維持管理に努めていた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の保安・警備については、目視で確認すると共に、非常時の対応については、周辺住民からの応援態勢を申し合わせている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態  
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	施設の設置目的に合わせた管理運営に努めている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主事業は実施していない。 (業務仕様として定めていない)	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティを重視した運営をしており、苦情等についても適切に対応している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	管理経費については必要最低限の執行に努め、小修繕等については管理者で実施し、経費の縮減に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。	管理委員を決め、利用者が不便にならないよう連絡体制を取っている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	地域密着型の施設運営について、長年のノウハウを活かし、市民サービスに努めている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理料の範囲内での管理運営に努め、自治会としての財務状況に影響を及ぼさないよう運営が出来ている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	施設の設置目的でもある、地域における生涯スポーツの促進を意識している。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として、行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	指定管理者として市の方針を理解し、報告などについても適切に行っている。	B

5. 総合評価

総合評価	概ね良好な管理運営がされている。 管理運営は地元自治会が行っており、利用しやすい方法や維持管理に努めている。 経理・報告事務等についても適切に行われている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

# 指定管理者評価表（令和2年度）

## 1. 施設概要

施設名	奈良市狭川コミュニティスポーツ広場	評価主体	市民部スポーツ振興課
指定管理者	狭川地区自治連合会 (非公募)	指定の期間	平成28年4月1日から 令和3年3月31日まで (5年間)
設置目的	市民の体育・スポーツの振興と連帯感の育成を図り、もって市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため		

## 2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	●事業報告書の確認(年1回) ●日常業務報告(毎月)	利用者の満足度調査等	●施設窓口でのご意見、苦情聴取	実地調査実施日	月に1回程度
-------------	-------------------------------	------------	-----------------	---------	--------

## 3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	800,000	122,700	-	1,842	365	-	6.1	-
令和元年度	800,000	179,700	-	2,155	365	-	9.2	-
変動の大きい指標の変動理由	コロナウイルス感染拡大防止に伴う施設使用の制限によるもの。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として收受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

## 4. 項目別評価

### (1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	地域だけでなく、多くの利用者を受け入れるよう運営している。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の情報公開に準じ、適正な運用を図っている。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報については、慎重に取り扱い、申請書等については施錠の出来る場所で保管している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	経理については、単独で処理せず会長等に確認を取りながら執行している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設・備品等について、異常がある場合は適切に報告があり、維持管理に努めていた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の保安・警備については、目視で確認すると共に、非常時の対応については周辺住民からの応援態勢を申し合わせている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態  
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	事業実施計画は策定されていないが、スポーツを通じた地域のコミュニケーションの向上に努めている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主事業は実施していない。 (業務仕様として定めていない)	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティを重視した利用をし、苦情等についても適切に対応している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	管理経費については必要最低限の執行に努め、小修繕等については管理者で実施し、経費の縮減に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。	管理委員を決め、利用者が不便にならないよう連絡体制を取っている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	地域密着型の施設運営について、長年のノウハウを活かし、市民サービスに努めている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理料の範囲内での管理運営に努め、自治会としての財務状況に影響を及ぼさないよう運営が出来ている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	施設の設置目的でもある、地域における生涯スポーツの促進を意識している。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として、行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	指定管理者として市の方針を理解し、報告などについても適切に行っている。	B

5. 総合評価

総合評価	概ね良好な管理運営がされている。 管理運営は地元自治連合会が行っており、利用しやすい方法や維持管理に努めている。 今後は、施設の利用促進を意識していただきたい。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

# 指定管理者評価表（令和2年度）

## 1. 施設概要

施設名	奈良市田原コミュニティスポーツ広場	評価主体	市民部スポーツ振興課
指定管理者	田原地区自治連合会 (非公募)	指定の期間	平成28年4月1日から 令和3年3月31日まで (5年間)
設置目的	市民の体育・スポーツの振興と連帯感の育成を図り、もつて市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため		

## 2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	●事業報告書の確認(年1回) ●日常業務報告(毎月)	利用者の満足度調査等	●施設窓口でのご意見、苦情聴取	実地調査実施日	月に1回程度
-------------	-------------------------------	------------	-----------------	---------	--------

## 3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	830,000	258,200	-	4,963	365	-	12.8	-
令和元年度	830,000	247,700	-	6,495	365	-	12.1	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

## 4. 項目別評価

### (1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	施設の設置目的を踏まえ、地域住民の交流の場として、また遠隔地からの利用者も受け入れ、平等な供用に努めている。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の情報公開に準じ、適正な運用を図っている。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報については、慎重に取り扱い、申請書等については施錠の出来る場所で保管している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	経理については、単独で処理せず会長等に確認を取りながら執行している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設・備品等について、異常がある場合は適切に報告があり、維持管理に努めていた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の保安・警備については、目視で確認すると共に、非常時の対応については、周辺住民からの応援態勢を申し合わせている。	適



(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態  
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	事業実施計画は策定されていないが、スポーツを通じた地域のコミュニケーションの向上に努めている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主事業は実施していない。 (業務仕様として定めていない)	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティを重視した利用をし、苦情等についても適切に対応している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	管理経費については必要最低限の執行に努め、小修繕等については管理者で実施し、経費の縮減に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。	管理委員を決め、利用者が不便にならないよう連絡体制を取っている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	地域密着型の施設運営について、長年のノウハウを活かし、市民サービスに努めている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理料の範囲内での管理運営に努め、自治会としての財務状況に影響を及ぼさないよう運営が出来ている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	施設の設置目的でもある、地域における生涯スポーツの促進を意識している。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として、行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	指定管理者として市の方針を理解し、報告などについても適切に行っている。	B

5. 総合評価

総合評価	概ね良好な管理運営がされている。 管理運営は地元自治連合会が行っており、利用しやすい方法や維持管理に努めている。 今後は、施設の利用促進を意識していただきたい。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

# 指定管理者評価表（令和2年度）

## 1. 施設概要

施設名	奈良市邑地コミュニティスポーツ広場	評価主体	市民部スポーツ振興課
指定管理者	邑地町自治会 (非公募)	指定の期間	平成28年4月1日から 令和3年3月31日まで (5年間)
設置目的	市民の体育・スポーツの振興と連帯感の育成を図り、もつて市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため		

## 2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	●事業報告書の確認(年1回) ●日常業務報告(毎月)	利用者の満足度調査等	●施設窓口でのご意見、苦情聴取	実地調査実施日	月に1回程度
-------------	-------------------------------	------------	-----------------	---------	--------

## 3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	570,000	73,000	-	444	365	-	2.9	-
令和元年度	570,000	37,500	-	250	365	-	2.5	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

## 4. 項目別評価

### (1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	施設の設置目的を踏まえ、地域住民の交流の場として、また遠隔地からの利用者も受け入れ、平等な供用に努めている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の情報公開に準じ、適正な運用を図っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報については、慎重に取り扱い、申請書等については施錠の出来る場所で保管している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	経理については、単独で処理せず会長等に確認を取りながら執行している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設・備品等について、老朽化が進んでいるが、利用者に危険のないよう、異常がある場合は適切に報告があり、維持管理に努めていた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の保安・警備については、目視で確認すると共に、非常時の対応については周辺住民からの応援態勢を申し合わせている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態  
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	事業実施計画は策定されていないが、スポーツを通じた地域のコミュニケーションの向上に努めている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主事業は実施していない。 (業務仕様として定めていない)	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティを重視した利用をし、苦情等についても適切に対応している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	管理経費については必要最低限の執行に努め、小修繕等については管理者で実施し、経費の縮減に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。	管理委員を決め、利用者が不便にならないよう連絡体制を取っている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	地域密着型の施設運営について、長年のノウハウを活かし、市民サービスに努めている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理料の範囲内での管理運営に努め、自治会としての財務状況に影響を及ぼさないよう運営が出来ている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	施設の設置目的でもある、地域における生涯スポーツの促進を意識している。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として、行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	指定管理者として市の方針を理解し、報告などについても適切に行っている。	B

5. 総合評価

総合評価	概ね良好な管理運営がされている。 管理運営は地元自治会が行っており、利用しやすい方法や維持管理に努めている。 今後は、施設の利用促進を意識していただきたい。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

# 指定管理者評価表（令和2年度）

## 1. 施設概要

施設名	奈良市八条コミュニティスポーツ広場	評価主体	市民部スポーツ振興課
指定管理者	八条第二自治会 (非公募)	指定の期間	平成28年4月1日から 令和3年3月31日まで (4年間)
設置目的	市民の体育・スポーツの振興と連帯感の育成を図り、もつて市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため		

## 2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	●事業報告書の確認(年1回) ●日常業務報告(毎月)	利用者の満足度調査等	●施設窓口でのご意見、苦情聴取	実地調査実施日	月に1回程度
-------------	-------------------------------	------------	-----------------	---------	--------

## 3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	420,000	76,000	-	829	365	-	4.5	-
令和元年度	420,000	0	-	0	365	-	0.0	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

## 4. 項目別評価

### (1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	施設の設置目的を踏まえ、平等な供用に努めている。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の情報公開に準じ、適正な運用を図っている。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報については、慎重に取り扱い、申請書等については施錠の出来る場所で保管している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	経理については、単独で処理せず会長等に確認を取りながら執行している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設・備品等について、異常がある場合は適切に報告があり、維持管理に努めていた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の保安・警備については、目視で確認すると共に、非常時の対応については、周辺住民からの応援態勢を申し合わせている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態  
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	事業実施計画は策定されていないが、スポーツを通じた地域のコミュニケーションの向上に努めている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主事業は実施していない。 (業務仕様として定めていない)	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティを重視した利用をし、苦情等についても適切に対応している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	管理経費については必要最低限の執行に努め、小修繕等については管理者で実施し、経費の縮減に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。	管理委員を決め、連絡体制を取っている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	地域密着型の施設運営について、長年のノウハウを活かし、市民サービスに努めている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理料の範囲内での管理運営に努め、自治会としての財務状況に影響を及ぼさないよう運営が出来ている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	施設の設置目的でもある、地域における生涯スポーツの促進を意識している。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として、行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	指定管理者として市の方針を理解し、報告などについても適切に行っている。	B

5. 総合評価

総合評価	概ね良好な管理運営がされている。 管理運営は地元自治会が行っており、利用しやすい方法や維持管理に努めている。 近隣に同用途の施設があることなどから利用申込が少ない状況だが、今後も施設の利用促進を目指して対応していただきたい。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

# 指定管理者評価表（令和2年度）

## 1. 施設概要

施設名	奈良市杏南第一、二、三駐車場	評価主体	市民部 共生社会推進課 ※令和2年度は市民部人権政策課が所管
指定管理者	杏南町自治会駐車場運営委員会 (非公募)	指定の期間	平成30年 4月 1日から 令和 3年 3月31日まで (3年間)
設置目的	路上駐車を排除することで住民の安全を確保し、平常時の快適な環境の保全と、緊急時の緊急車両通行等にそなえるため。		

## 2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・月別駐車台数報告書	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	-
-------------	------------------------------	------------	---	---------	---

## 3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	0	307,333	-	461	365	-	-	-
令和元年度	0	312,000	-	468	365	-	-	-
変動の大きい指標の変動理由	-							
特記事項	-							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

## 4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民に対する施設の平等利用が確保されているか。正当な理由なく一部の市民が優遇されていないか。	平等利用が確保され、適切な施設運営が行われている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報の公開と、守られるべき情報の取り扱いについて、適切な方策が行われているか。	利用に関するお知らせは施設に掲示するなど積極的に情報を公開している。また、情報公開条例に則って適切に取り扱われている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	関連法令について遵守され、適切な管理が行われているか。	関係法令の重要性を認識しその法令に則って業務が行われている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の施設の管理者として適正な経理の執行が行われているか。	年度毎に提出される会計報告書に於いて、適正に執行されている事が確認出来る。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設等の保全、設備の保守・点検、その他施設の維持管理が適切に行われているか。	日常的に丁寧な清掃や、設備についての点検・確認を実施しており、異常発生時には速やかに市担当課と連携をとり、適切な維持管理が行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の安全対策が適切に行われているか。非常時の対応等について、適切な計画と準備が行われているか。	施設の保安業務を行い、常に管理者として注意を払いながら適切な管理が行われている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態  
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	適切に施設の維持・営業出来る体制が担保された計画となっているか。	施設の維持・管理及び適切な営業体制が担保された事業計画が提出されている。	B
	自主事業実施計画	-	-	
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用者に対するサービス向上について、具体的・効果的な方策が行われているか。苦情・トラブル等への適切な対応が行われているか。	施設の清掃、設備の点検・確認を確実に実施し、異常発生時には速やかに市担当課と連携をとり、事故等が生じないよう管理されている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	-	-	
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	適切に運営が出来る水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たしているか。職員の効果的な配置、能率的な勤務体制が採られているか。	適切な人員の配置が行われており、指揮系統及び補充体制も確保されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	運営のために必要な職員の確保が行われているか。	施設の維持、設備の確認等にも支障なく、適切に運営されている。	B
	財務状況の健全性	利用料金を原資として営業出来る財務状況か。経費の削減等営業継続の努力が行われているか。	収入と支出がほぼ均衡していて、現状では施設維持のための積み立て等はできていないため、長期的な視野で効率的な営業・管理等を行う為の検討が行われている。	C
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること				

5. 総合評価

総合評価	財務状況は、現状で収入と支出がほぼ均衡していて、今後発生が予測される施設維持のための積み立て等はできていないため、長期的な視野で、効率的な営業・管理等を行う為のさらなる検討が行われている。日常的な管理においては、随時巡回を行い、場内美化、設備の保全や点検、その他維持管理に努め、利用者が安心して安全に利用できる環境を提供した。
指定管理者に対する指示・指導事項	現状で収入と支出がほぼ均衡しているため、施設利用者と協議し、利用料金の値上げの検討をお願いした。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	現状で収入と支出がほぼ均衡しているため、施設利用者と協議し、利用料金の値上げの検討をお願いし、施設利用者と利用料金の値上げの協議をした。
-------------------	--

# 指定管理者評価表（令和2年度）

## 1. 施設概要

施設名	奈良市横井第二、三、四、五、六駐車場	評価主体	市民部 共生社会推進課 ※令和2年度は市民部人権政策課が所管
指定管理者	奈良市横井町自治連合会 (非公募)	指定の期間	平成30年 4月 1日から 令和 3年 3月31日まで (3年間)
設置目的	路上駐車を排除することで住民の安全を確保し、平常時の快適な環境の保全と、緊急時の緊急車両通行等にそなえるため。		

## 2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・月別駐車台数報告書	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	-
-------------	------------------------------	------------	---	---------	---

## 3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	0	540,000	-	360	365	-	-	-
令和元年度	0	583,000	-	389	365	-	-	-
変動の大きい指標の変動理由	-							
特記事項	-							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

## 4. 項目別評価

### (1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民に対する施設の平等利用が確保されているか。正当な理由なく一部の市民が優遇されていないか。	平等利用が確保され、適切な施設運営が行われている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報の公開と、守られるべき情報の取り扱いについて、適切な方策が行われているか。	情報公開条例に則って適切に取り扱われている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	関連法令について遵守され、適切な管理が行われているか。	関係法令の重要性を認識しその法令に則って業務が行われている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の施設の管理者として適正な経理の執行が行われているか。	年度毎に提出される会計報告書に於いて、適正に執行されている事が確認出来る。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設等の保全、設備の保守・点検、その他施設の維持管理が適切に行われているか。	日常的に丁寧な清掃や、設備についての点検・確認を実施しており、異常発生時には速やかに市担当課と連携をとり、適切な維持管理が行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の安全対策が適切に行われているか。非常時の対応等について、適切な計画と準備が行われているか。	施設の保安業務を行い、常に管理者として注意を払いながら適切な管理が行われている。	適



(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態  
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	適切に施設の維持・営業出来る体制が担保された計画となっているか。	施設の維持・管理及び適切な営業体制が担保された事業計画が提出されている。	B
	自主事業実施計画	-	-	
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用者に対するサービス向上について、具体的・効果的な方策が行われているか。苦情・トラブル等への適切な対応が行われているか。	施設の清掃、設備の点検・確認を確実に実施し、異常発生時には速やかに市担当課と連携をとり、事故等が生じないよう管理されている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	-	-	
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	適切に運営が出来る水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たしているか。職員の効果的な配置、能率的な勤務体制が採られているか。	適切な人員の配置が行われており、指揮系統及び補完体制も確保されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	運営のために必要な職員の確保が行われているか。	施設の維持、設備の確認等にも支障なく、適切に運営されている。	B
	財務状況の健全性	利用料金を原資として営業出来る財務状況か。経費の削減等営業継続の努力が行われているか。	収支のバランスもよく、今後発生が予測される施設修繕の為に予算も積立てをしており、さらなる効率的な営業・管理等を行う為の検討も行われている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること				

5. 総合評価

総合評価	財務状況は、収支のバランスがよく、今後発生する施設修繕の為に予算も積立てをしており、概ね事業計画どおりの水準である。日常的な管理においては、随時巡回を行い、場内美化、設備の保全や点検、その他維持管理に努め、利用者が安心して安全に利用できる環境を提供した。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

# 指定管理者評価表（令和2年度）

## 1. 施設概要

施設名	奈良市八条第一、二駐車場	評価主体	市民部 共生社会推進課 ※令和2年度は市民部人権政策課が所管
指定管理者	奈良市八条第二自治会 (非公募)	指定の期間	平成30年 4月 1日から 令和 3年 3月31日まで (3年間)
設置目的	路上駐車を排除することで住民の安全を確保し、平常時の快適な環境の保全と、緊急時の緊急車両通行等にそなえるため。		

## 2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・月別駐車台数報告書	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	-
-------------	------------------------------	------------	---	---------	---

## 3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	0	312,000	-	312	365	-	-	-
令和元年度	0	312,000	-	312	365	-	-	-
変動の大きい指標の変動理由	-							
特記事項	-							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

## 4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民に対する施設の平等利用が確保されているか。正当な理由なく一部の市民が優遇されていないか。	平等利用が確保され、適切な施設運営が行われている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報の公開と、守られるべき情報の取り扱いについて、適切な方策が行われているか。	情報公開条例に則って適切に取り扱われている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	関連法令について遵守され、適切な管理が行われているか。	関係法令の重要性を認識しその法令に則って業務が行われている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の施設の管理者として適正な経理の執行が行われているか。	年度毎に提出される会計報告書に於いて、適正に執行されている事が確認出来る。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設等の保全、設備の保守・点検、その他施設の維持管理が適切に行われているか。	日常的に丁寧な清掃や、設備についての点検・確認を実施しており、異常発生時には速やかに市担当課と連携をとり、適切な維持管理が行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の安全対策が適切に行われているか。非常時の対応等について、適切な計画と準備が行われているか。	施設の保安業務を行い、常に管理者として注意を払いながら適切な管理が行われている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態  
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	適切に施設の維持・営業出来る体制が担保された計画となっているか。	施設の維持・管理及び適切な営業体制が担保された事業計画が提出されている。	B
	自主事業実施計画	-	-	
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用者に対するサービス向上について、具体的・効果的な方策が行われているか。苦情・トラブル等への適切な対応が行われているか。	施設の清掃、設備の点検・確認を確実に実施し、異常発生時には速やかに市担当課と連携をとり、事故等が生じないよう管理されている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	-	-	
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	適切に運営が出来る水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たしているか。職員の効果的な配置、能率的な勤務体制が採られているか。	適切な人員の配置が行われており、指揮系統及び補完体制も確保されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	運営のために必要な職員の確保が行われているか。	施設の維持、設備の確認等にも支障なく、適切に運営されている。	B
	財務状況の健全性	利用料金を原資として営業出来る財務状況か。経費の削減等営業継続の努力が行われているか。	収支のバランスもよく、さらなる効率的な営業・管理等を行う為の検討も行われている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること				

5. 総合評価

総合評価	財務状況は、収支のバランスがよく、今後発生する施設修繕の為に積立計画をしており、概ね事業計画どおりの水準であるが、令和2年度に施設修繕をしたので積み立ては十分な額ではなく、さらなる効率的な運営等を行う為の検討が行われている。日常的な管理においては、随時巡回を行い、場内美化、設備の保全や点検、その他維持管理に努め、利用者が安心して安全に利用できる環境を提供した。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

# 指定管理者評価表（令和2年度）

## 1. 施設概要

施設名	奈良市杏中第一、二駐車場	評価主体	市民部 共生社会推進課 ※令和2年度は市民部人権政策課が所管
指定管理者	奈良市杏中町自治会 (非公募)	指定の期間	平成30年 4月 1日から 令和 3年 3月31日まで (3年間)
設置目的	路上駐車を排除することで住民の安全を確保し、平常時の快適な環境の保全と、緊急時の緊急車両通行等にそなえるため。		

## 2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・月別駐車台数報告書	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	-
-------------	------------------------------	------------	---	---------	---

## 3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	0	277,000	-	329	365	-	-	-
令和元年度	0	300,000	-	360	365	-	-	-
変動の大きい指標の変動理由	-							
特記事項	-							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

## 4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民に対する施設の平等利用が確保されているか。正当な理由なく一部の市民が優遇されていないか。	平等利用が確保され、適切な施設運営が行われている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報の公開と、守られるべき情報の取り扱いについて、適切な方策が行われているか。	情報公開条例に則って適切に取り扱われている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	関連法令について遵守され、適切な管理が行われているか。	関係法令の重要性を認識しその法令に則って業務が行われている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の施設の管理者として適正な経理の執行が行われているか。	年度毎に提出される会計報告書に於いて、適正に執行されている事が確認出来る。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設等の保全、設備の保守・点検、その他施設の維持管理が適切に行われているか。	日常的に丁寧な清掃や、設備についての点検・確認を実施しており、異常発生時には速やかに市担当課と連携をとり、適切な維持管理が行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の安全対策が適切に行われているか。非常時の対応等について、適切な計画と準備が行われているか。	施設の保安業務を行い、常に管理者として注意を払いながら適切な管理が行われている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態  
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	適切に施設の維持・営業出来る体制が担保された計画となっているか。	施設の維持・管理及び適切な営業体制が担保された事業計画が提出されている。	B
	自主事業実施計画			
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用者に対するサービス向上について、具体的・効果的な方策が行われているか。苦情・トラブル等への適切な対応が行われているか。	施設の清掃、設備の点検・確認を確実に実施し、異常発生時には速やかに市担当課と連携をとり、事故等が生じないよう管理されている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額			
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	適切に運営が出来る水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たしているか。職員の効果的な配置、能率的な勤務体制が採られているか。	適切な人員の配置が行われており、指揮系統及び補完体制も確保されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	運営のために必要な職員の確保が行われているか。	施設の維持、設備の確認等にも支障なく、適切に運営されている。	B
	財務状況の健全性	利用料金を原資として営業出来る財務状況か。経費の削減等営業継続の努力が行われているか。	一定の収入があり、今後発生が予測される施設修繕の為に予算も積立てをしているが、積立ては十分といえる額ではなく、さらなる効率的な営業・管理等を行う為の検討も行われている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること				

5. 総合評価

総合評価	財務状況は、一定の収入があり、今後発生する施設修繕の為に予算も積立てをしていて、概ね事業計画の水準である。日常的な管理においては、随時巡回を行い、場内美化、設備の保全や点検、その他維持管理に努め、利用者が安心して安全に利用できる環境を提供した。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

# 指定管理者評価表（令和2年度）

## 1. 施設概要

施設名	奈良市東之阪駐車場	評価主体	市民部 共生社会推進課 ※令和2年度は市民部人権政策課が所管
指定管理者	奈良市東之阪町自治会 (非公募)	指定の期間	平成30年 4月 1日から 令和 3年 3月31日まで (3年間)
設置目的	路上駐車を排除することで住民の安全を確保し、平常時の快適な環境の保全と、緊急時の緊急車両通行等にそなえるため。		

## 2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・月別駐車台数報告書	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	-
-------------	------------------------------	------------	---	---------	---

## 3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	0	750,000		300	365	-	-	-
令和元年度	0	817,500		327	365	-	-	-
変動の大きい指標の変動理由	-							
特記事項	-							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

## 4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民に対する施設の平等利用が確保されているか。正当な理由なく一部の市民が優遇されていないか。	平等利用が確保され、適切な施設運営が行われている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報の公開と、守られるべき情報の取り扱いについて、適切な方策が行われているか。	情報公開条例に則って適切に取り扱われている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	関連法令について遵守され、適切な管理が行われているか。	関係法令の重要性を認識しその法令に則って業務が行われている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の施設の管理者として適正な経理の執行が行われているか。	年度毎に提出される会計報告書に於いて、適正に執行されている事が確認出来る。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設等の保全、設備の保守・点検、その他施設の維持管理が適切に行われているか。	日常的に丁寧な清掃や、設備についての点検・確認を実施しており、異常発生時には速やかに市担当課と連携をとり、適切な維持管理が行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の安全対策が適切に行われているか。非常時の対応等について、適切な計画と準備が行われているか。	施設の保安業務を行い、常に管理者として注意を払いながら適切な管理が行われている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態  
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	適切に施設の維持・営業出来る体制が担保された計画となっているか。	施設の維持・管理及び適切な営業体制が担保された事業計画が提出されている。	B
	自主事業実施計画	-	-	
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用者に対するサービス向上について、具体的・効果的な方策が行われているか。苦情・トラブル等への適切な対応が行われているか。	施設の清掃、設備の点検・確認を確実に実施し、異常発生時には速やかに市担当課と連携をとり、事故等が生じないよう管理されている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	-	-	
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	適切に運営が出来る水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たしているか。職員の効果的な配置、能率的な勤務体制が採られているか。	適切な人員の配置が行われており、指揮系統及び補充体制も確保されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	運営のために必要な職員の確保が行われているか。	施設の維持、設備の確認等にも支障なく、適切に運営されている。	B
	財務状況の健全性	利用料金を原資として営業出来る財務状況か。経費の削減等営業継続の努力が行われているか。	収支のバランスもよく、今後発生が予測される施設修繕の為に予算も積立てをしており、さらなる効率的な営業・管理等を行う為の検討も行われている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること				

5. 総合評価

総合評価	財務状況は、収支のバランスがよく、今後発生する施設修繕の為に予算も積立てをしており、概ね事業計画どおりの水準である。日常的な管理においては、随時巡回を行い、場内美化、設備の保全や点検、その他維持管理に努め、利用者が安心して安全に利用できる環境を提供した。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

# 指定管理者評価表（令和2年度）

## 1. 施設概要

施設名	奈良市北人権文化センター	評価主体	市民部 共生社会推進課 ※令和2年度は市民部人権政策課が所管
指定管理者	奈良市東之阪町自治会 (非公募)	指定の期間	令和 2年 4月 1日から 令和 7年 3月31日まで (5年間)
設置目的	奈良市人権文化センター条例（目的及び設置）第1条 奈良市人権文化のまちづくり条例（平成21年奈良市条例第19号）の趣旨にのっとり、人権尊重の社会的環境づくり及び市民の人権意識の高揚を図り、もって人権文化の根付いた明るくふれあいのある社会づくりを進めるため、人権文化センターを設置する。		

## 2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認(年1回) 毎月報告書・業務日誌の確認	利用者の満足度調査等	利用者アンケート ご意見箱	実地調査実施日	-
-------------	--------------------------------	------------	---------------	---------	---

## 3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	21,479,000	0	-	2,854	249	-	-	90
令和元年度	-	-	-	-	-	-	-	-
変動の大きい指標の変動理由	-							
特記事項	-							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

## 4. 項目別評価

### (1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	平等利用が確保され、適切な施設運営が行われている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	利用に関するお知らせを施設に掲示するなど積極的に情報を公開している。また、情報公開条例に則って適切に取り扱われている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守、個人情報の保護及び人権の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	関係法令の重要性を認識しその法令に則って業務を行った。また、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に業務が行われている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	指定管理用の通帳を作成し、入出金を明らかにするとともに、領収書等の出金の証拠書類の保管をしておき、年度毎に提出される会計報告書に於いて、適正に執行されている事が確認出来る。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が業務仕様書に定める水準を満たし、具体的・効果的であるか。	日常的に丁寧な清掃を行い、機器の動作状況についての点検・確認を実施している。また、ビニール等で、新型コロナウイルス対応策をしておき、異常発生時には速やかに市担当課と連携をとり、適切な維持管理が行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が業務仕様書に定める水準を満たし、具体的・効果的であるか。また、利用者の事故等に対する補償及び賠償について具体的・効果的な方策があるか。	施設の解錠・施錠等の保安業務を確実にを行い、常に管理者として注意を払いながら適切な管理が行われている。また、事故等に対する補償等は、自主事業以外は、市長会の市民総合保険、自主事業については、参加者に自己負担で保険に加入している。	適



(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態  
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	事業計画に沿って事業展開を行い、奈良市における人権とまちづくりの活動の拠点として、窓口での相談や貸館業務、講座などの自主事業、関係団体への支援などを実施した。新型コロナウイルス感染防止のため、中止した事業もあったが、できる範囲での計画どおりの成果があった。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	人権研修の受け入れ、フィールドワーク(北山十八間戸等の人権スポット)におもむく事により、人権教育・啓発を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用者に対するサービス向上について、具体的・効果的な方策が行われているか。苦情・トラブル等への適切な対応が行われているか。	施設の清掃、機器の動作状況の点検・確認を確実に実施し、異常発生時には速やかに市担当課と連携をとっていた。また、老朽化した下駄箱、階段手摺等を塗装し修繕を行った。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	提案額内での施設運営ができているか。創意工夫をして経費を縮減していたか？	経費削減を意識した予算執行を行うことで、提案額内で施設の効用を損なうことなく、適切な管理運営が行われた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	業務仕様書に基づき適正かつ効果的な職員配置を実施していた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	奈良市直営による管理運営が引き継がれ、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況であったか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	運営の意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があったか。	人権尊重の社会的環境づくり及び市民の人権意識の高揚を図り、もって人権文化の根付いた明るくふれあいのある社会づくりを進めるため、コロナ渦の中であるが、主催事業、自主事業をできる限り行い、ホームページを作成し、積極的に情報を発信していた。また、自らで運営したことにより、地域住民の自主性・自立性を育まれ、相互扶助の機運を高まった。	B
	働いている職員の雇用に対する配慮	働いている職員の雇用を継続する姿勢があり、また、そのための具体的・効果的な方策が行われていたか。	職員に継続して働いてもらうため、職員に負担がかからないよう、役割分担を行い、シフト制などを取り入れ、健康に十分気を付けていた。	B
	高齢者等福祉に対する配慮	高齢者等福祉に対する配慮について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策が行われていたか。	利用者は高齢者の利用が特に多いため、つまずいたり、すべったりしないように常に心掛け、けが人が出ないよう配慮を行っていた。新型コロナウイルス感染防止のため、高齢者を対象とした事業については、中止した。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策が行われていたか。	自治会、社会福祉協議会等の事業への協力をし、地域住民の衛生面、福祉面の向上とコミュニケーションの場として貢献していた。	B

5. 総合評価

総合評価	設置目的の趣旨にのっとり、人権尊重の社会的環境づくり及び市民の人権意識の高揚を図り、もって人権文化の根付いた明るくふれあいのある社会づくりを進めるため、人権啓発、窓口相談や貸館業務、講座などの自主事業及び関係団体との連携を図っていた。また、日常管理においても、新型コロナウイルス感染防止対策に自主的に対応し、施設管理でも自主的に施設修繕を行い、利用者が安心して利用できる環境であった。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

# 指定管理者評価表（令和2年度）

## 1. 施設概要

施設名	奈良市総合福祉センター	評価主体	福祉部障がい福祉課
指定管理者	社会福祉法人奈良市社会福祉協議会 (非公募)	指定の期間	平成29年4月1日から 令和4年3月31日まで (5年間)
設置目的	障害者及び障害児のための施策その他の社会福祉施策の総合的な推進及び社会福祉活動の育成を図り、市民の福祉の増進に資する。		

## 2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・管理業務実施状況報告書(月報)の確認 ・実地調査(年1回)	利用者の満足度調査等	・意見箱の設置 ・障害者団体との意見交換会	実地調査実施日	令和3年2月21日
-------------	---	------------	--------------------------	---------	-----------

## 3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	133,943,376	307,700	75,000	19,057	299	93	55	-
令和元年度	180,900,000	506,680	-	75,673	302	-	93	-
変動の大きい指標の変動理由	新型コロナウイルス感染症の拡大により閉館している時期があり、開館時の利用者も減ったため。							
特記事項	令和元年度及び2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、感染拡大の状況により事業等を実施できない時期があった。							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

## 4. 項目別評価

### (1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	施設の利用に関しては、障害者の優先利用を基本としつつ、障害者と地域住民の交流を促進することにも配慮し、適切に利用調整を行っている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市社会福祉協議会の定款に規定し、会員及び提供する福祉サービス利用希望者、その他利害関係人からの請求に対して閲覧に供するようにしている。その他の場合は、所管課と協議のうえ基本的に開示することとしている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	関係法令の重要性を認識し、その法令に則って業務を遂行している。個人情報の保護については、奈良市社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき、個人情報の適正な管理に必要な措置を講じている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として経理の執行が適正に行われたか。	経理の透明性を高めるために外部の監査委員による監査を実施している。公の施設として経費の縮減に努めるとともに、適正に予算執行している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	利用者の安全に配慮して施設・備品等の保全に努めており、補修等についても、その都度、市への連絡が入っている。施設の老朽化が進んでいるため修繕は後をたたく、費用不足により改修等ができない部分については、創意工夫し対応している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備及びその他の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	消防計画を作成し、防災体制を整備することで非常時に対応している。また、無人時は警備業者への委託により、機械警備を導入している。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態  
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大 限に発揮させ るものである こと	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施できなかったものの以外は事業実施計画に沿って事業を実施し、相応の成果があった。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施できなかったものの以外は事業実施計画に沿って事業を実施し、相応の成果があった。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	市広報誌への掲載や館内掲示及びホームページ等により各種教室や大会等の情報を適宜発信している。また、施設の利用促進及び障害のある利用者等の交通手段を確保するため、無料送迎バス(リフト付)を運行している。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減 が図られるも のであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営しており、創意工夫により経費を削減している。	A
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定 して行う能力を 有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。職員育成のために、研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	職員を適正配置し、法定労働時間をもとに勤務計画を作成し、効率的な勤務体制の構築に努めている。関係機関の実施する研修会等に積極的に参加するとともに、内部講師を育成し、定期的に研修を実施することにより、常に職員の資質の向上を目指している。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映されていたか。	他の施設・部署とも連携し、福祉分野全般に対応できるよう努めており、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	各種規定・規則に基づき運営しており、会計単位ごとの執行を確実にしている。指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況である。	A
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	施設の設置目的を達成するため、施設の機能を発揮し事業を行うとともに、障害者等が広く交流できる拠点づくりに努めている。また、「ご意見箱」を設置して利用者のニーズ把握に取り組み、サービスの向上に努めている。	B
	施設の設置目的に関する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	指定管理者として施設の性格・設置目的等を把握し、その目的達成のために施設の機能を発揮し事業を行うとともに、障害者等が広く交流できる拠点づくりに努めている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	奈良市社会福祉協議会地域福祉担当部署と連携し、地域福祉の推進を図るとともに、近隣地域と協働で行事を開催する等、相互協力を努めている。また、地元自治会と協力して周辺環境の改善を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する考え方及び方策	苦情・トラブルの適切な対応や予防の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	苦情・トラブルの内容や原因についての的確に把握し、奈良市社会福祉協議会苦情解決に関する規定等に基づき、早急な対応・処理をするとともに改善及び再発の防止に努めている。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者として、適正かつ効果的な施設管理運営が行われている。限られた予算の中で、新たな事業を展開していくことが難しいことは理解しているが、より一層の創意工夫を期待している。「ご意見箱」等に寄せられた利用者からの意見にも適切に対応していると思われる。みどり園やリハビリ訓練、体育館等を担当している職員一人ひとりが障害者の特性を十分に理解し、高いスキルをもって利用者等への指導にあたっており、障害者やその保護者が安心して事業等に参加・利用できる環境が整えられていることは十分に評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	特になし

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	前年度は無料送迎バス「みどり号」による交通事故が1件発生したため、安全運転に努めるよう、指定管理者として委託先への指導を行った。令和2年度は人身事故等はなく改善されたと思われるが引き続き指導を行っていく。
-------------------	--

# 指定管理者評価表（令和2年度）

## 1. 施設概要

施設名	奈良市月ヶ瀬福祉センター	評価主体	福祉部 長寿福祉課
指定管理者	社会福祉法人奈良市社会福祉協議会 (公募)	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで (5年間)
設置目的	市民の福祉活動の振興及び健康の増進を図り、もって市民の福祉の向上に資するために設置。 福祉活動の支援及び交流の場の提供に関する事、福祉・保健等に関する講習会・講座等の開催に関する事、健康相談・保健指導・健康診査等の実施に関する事、その他センターの設置目的を達成する為に必要な事業。		

## 2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告(日報)の確認 ・実地調査(年1回)	利用者の満足度調査等	・令和2年度は、コロナウイルス感染予防対策等のため実施せず。	実地調査実施日	令和3年7月14日
-------------	---	------------	--------------------------------	---------	-----------

## 3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	28,900,683	760,450	—	19,286	251	—	—	—
令和元年度	29,300,000	1,084,500	—	22,194	304	—	—	—
変動の大きい指標の変動理由	令和2年4月13日～6月9日の間、コロナウイルス感染予防対策のため休館。 6月10日以降、貸館及びグラウンドゴルフ等に制限を設けて実施。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

## 4. 項目別評価

### (1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われていたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	生きがいや健康づくり、多世代交流、子育て支援等を目的としたイベントの開催をしており、地区との協働による事業を展開することにより地域の活性化に貢献した。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	事業計画及び収支予算、事業報告及び決算について、基本協定に市情報公開条例に基づく情報の提供を明記しており、適正に運用している。また、「ならし社協だより」やホームページ等により広報している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	条例規則等に基づき、適正に運用し、法令遵守に努めている。個人情報の保護についても、奈良市社会福祉協議会個人情報保護規程により対応し、職員や関係者に周知徹底している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として経理の執行が適正に行われていたか。	適正に執行している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	日常における施設の見回りや備品の点検を随時行っており、管理業務仕様書に基づき適切に管理している。業者委託による保守点検もそれぞれ水準どおりに行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	日常より事故の予防に努めており、事故・災害等非常時には、応急対応できるように緊急連絡先一覧に則り対応できるようにしている。管理業務仕様書に基づく体制を整えている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態  
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるもので あること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	コロナウイルス感染防止対策のため、やむを得ず事業を中止又は縮小することとなった。事業を行う際は、施設が保有する機能を存分に生かしつつ、社会福祉協議会のもつ相談支援機能を発揮して利用者支援を行った。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。	コロナウイルス感染防止対策のため、いきいき会食会やちびっランド等は中止及び縮小した。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	コロナウイルス感染防止対策等のため、利用者アンケートは実施していない。開館してほしい、事業を再開してほしいといった苦情はあったが、トラブルなどもなく適切な対応をしている。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が 図られるもので あること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。	提案額内で施設を適切に管理運営できている。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して 行う能力を有して いること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	所長をはじめ、職員事務分掌を定め、業務仕様書に定める水準を満たしている。また、効果的な職員の配置・勤務体制である。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	老人福祉センター等での管理運営能力やその他類似事業での業務経験を生かした運営を行っている。効果的に反映している。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況であり、管理運営が困難になる恐れはない。	B
その他効果的に 公の施設の設置 の目的を達成す ることのできる 団体であること				

5. 総合評価

総合評価	施設管理者は、当該施設を「奈良市月ヶ瀬福祉センター条例」および「奈良市月ヶ瀬福祉センター管理に関する基本協定」等の定めを遵守し、適正に管理している。 また、月ヶ瀬地区(旧月ヶ瀬村)における福祉の中核施設としての事業を積極的に行っている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

# 指定管理者評価表（令和2年度）

## 1. 施設概要

施設名	奈良市都祁福祉センター	評価主体	福祉部 長寿福祉課
指定管理者	社会福祉法人奈良市社会福祉協議会 (公募)	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで (5年間)
設置目的	市民の福祉活動の振興及び健康の増進を図り、もって市民の福祉の向上に資するために設置。 高齢者及び障がい者の生活・健康等の相談並びに市民の福祉意識の向上に関する事、市民のレクリエーション及び健康増進に関する事、その他センターの設置目的を達成する為に必要な事業。		

## 2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告(日報)の確認 ・実地調査(年1回)	利用者の満足度調査等	・令和2年度は、コロナウイルス感染予防対策等のため実施せず。	実地調査実施日	令和3年7月14日
-------------	---	------------	--------------------------------	---------	-----------

## 3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	32,464,224	312,500	—	19,342	252	—	—	—
令和元年度	33,100,000	512,700	—	34,438	302	—	—	96
変動の大きい指標の変動理由	令和2年4月13日～6月9日の間、コロナウイルス感染予防対策のため休館。 6月10日以降、貸館及びグラウンドゴルフ等に制限を設けて実施。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

## 4. 項目別評価

### (1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われていたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	東部地域の地域特性をふまえ、地域住民や福祉団体等と事業を実施し、誰もが気軽に利用できるような施設運営を行った。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	事業計画及び収支予算、事業報告及び決算について、基本協定に市情報公開条例に基づく情報の提供を明記しており、適正に運用している。また、「ならし社協だより」やホームページ等により広報している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	条例規則等に基づき、適正に運用し、法令遵守に努めている。個人情報の保護についても、奈良市社会福祉協議会個人情報保護規程により対応し、職員や関係者に周知徹底している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として経理の執行が適正に行われていたか。	適正に執行している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	日常における施設の見回りや備品の点検を随時行っており、管理業務仕様書に基づき適切に管理している。地域のボランティアと協働して、施設内の草刈活動等の清掃活動も行き、施設の維持管理を行っている。業者委託による保守点検もそれぞれ水準どおりに行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	日常より事故の予防に努めており、事故・災害等非常時には、応急対応できるように緊急時対応マニュアルを作成している。管理業務仕様書に基づく体制を整えている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態  
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	コロナウイルス感染防止対策のため、やむを得ず事業の中止及び縮小を行った。事業実施の際は、施設が保有する機能を十分に生かしつつ、社会福祉協議会のもつ相談支援機能を発揮して利用者支援を行った。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。	コロナウイルス感染防止対策のため、地区社協との協働・支援によるふれあいサロン活動や家族介護講座活動を中止及び縮小した。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	開館してほしい、事業を再開してほしいといった苦情はあったが、トラブルなどもなく適切な対応をしている。苦情など過去にあったケースはヒヤリハットとしてまとめている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。	提案額内で施設を適切に管理運営できている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	所長をはじめ、職員事務分掌を定め、業務仕様書に定める水準を満たしている。また、効果的な職員の配置・勤務体制である。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	他類似事業での業務経験を生かした運営を行っている。効果的に反映している。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況であり、管理運営が困難になる恐れはない。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること				

5. 総合評価

総合評価	施設管理者は、当該施設を「奈良市都祁福祉センター条例」および「奈良市都祁福祉センター管理に関する基本協定」等の定めを遵守し、適正に管理している。 また、都祁地区(旧都祁村)における福祉の中核施設としての事業を積極的に行っている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

# 指定管理者評価表（令和2年度）

## 1. 施設概要

施設名	老人福祉センター（東福祉センター、西福祉センター、北福祉センター、南福祉センター）	評価主体	長寿福祉課
指定管理者	社会福祉法人奈良市社会福祉協議会 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">(公募/非公募)</span>	指定の期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで (5年間)
設置目的	本市老人の心身の健康保持及び増進を図るとともに、地域における交流の場として便宜を供与することによって生きがいづくりに寄与し、もつて老人の福祉に資する。		

## 2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、日常の業務報告（月報）の確認、実地調査	利用者の満足度調査等	例年利用者へのアンケートの実施により調査しているが、新型コロナウイルス感染拡大防止のためアンケートが実施できず、把握できなかった。	実地調査実施日	(東) 令和3年5月27日、 (西) 7月15日、 (北) 6月23日、 (南) 5月21日
-------------	------------------------------	------------	---	---------	---

## 3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	129,000,000	421,020	200,000	38,074	196	45	12	調査不実施
令和元年度	129,300,000	1,922,820	198,000	147,583	228	45	47	93
変動の大きい指標の変動理由	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため令和2年3月5日から6月9日まで休館。6月10日より開館するが一部施設の利用制限を行いながら運営した。会議室について利用者数の制限等を実施した。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

## 4. 項目別評価

### (1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	施設の利用方法は来館者にわかるよう掲示されており、誰でも平等に利用できる。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	館内での掲示、しみんだより、ホームページ等を利用し情報公開を行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報については鍵付きのロッカーに保管し、適切に取り扱っている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理が行われたか。	使用料収入は金庫を使用して適正に管理されている。帳票は簿冊を用いて適正に管理されている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の点検は定期的に行い、職員でできる部分は随時修理を行っている。自動ドア、エレベーター等は委託業者による点検が実施されている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	消防訓練を年2回行っており、非常時の対応方法についても職員に周知されている。	適



(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態  
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため休館及び一部施設の利用制限を実施した。このため実施予定の変更、縮小及び中止があり、利用者数等の目標値を下回った。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため休館及び一部施設の利用制限を実施した。このため実施予定の変更、縮小及び中止があり、利用者数等は低調となった。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	平成29年度より各センターがセンターだよりを作成し、周知を行っている。毎年実施している受講者アンケートは新型コロナウイルスの感染拡大防止のため事業の実施がなくなり行えなかった。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	樹木の維持管理は委託をやめ職員で行うように変更する等費用縮減に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	職員研修の実施により職員の能力向上に努めている。行事開催時等職員が不足する際はセンター間で職員を融通するなど、臨機応変に対処している。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	他にも公共施設の運営を行っており、月1回のセンター長会議で情報共有を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	健全な財務状況であり、施設の管理運営が困難になる恐れはない。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	施設運営について市へ利用状況を踏まえた提案をする等、常に改善に努めており、意欲的に管理運営を行っている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	設備の故障その他トラブルが発生した際には行政と綿密に連携をとることで迅速に対応している。市の方針を理解し、これに合わせた管理運営を行っている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	外の公共施設や商業施設等と連携した事業を実施している。	B

5. 総合評価

総合評価	令和2年度については新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みのため積極的な事業展開ができなかったものの、奈良市社会福祉協議会が行っている地域に根差した幅広い福祉活動のノウハウや関係機関とのつながりがセンターの運営においても生かされており、利用者にとってメリットの大きい管理運営がなされていた。行政との連携も綿密であり、信頼関係が築けていることがより良い管理運営に繋がっている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

同一の指定管理者が一括して管理運営する公の施設の名称及び評価指標の実績一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%) など		利用者満足度(%) など	
		令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度
1	東福祉センター	7.3	28.8	新 止 型 の コ ロ ナ タ メ ナ 調 ウ イ ル ス 実 施 。 感 染 拡 大	97
2	西福祉センター	20.4	62.4		92
3	北福祉センター	7.8	50.7		89
4	南福祉センター	11.3	44.6		95
5	4施設平均	12	47		93
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

# 指定管理者評価表（令和2年度）

## 1. 施設概要

施設名	東里老人憩の家	評価主体	長寿福祉課
指定管理者	奈良市東里地区万年青年クラブ連合会 (公募(非公募))	指定の期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで (5年間)
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る		

## 2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認	利用者の満足度調査等	—	実地調査実施日	—
-------------	----------	------------	---	---------	---

## 3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	120,000	—	700	267	81	40	22	—
令和元年度	120,000	—	720	702	149	25	41	—
変動の大きい指標の変動理由	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため令和2年4月10日から5月31日まで閉館。6月1日より開館するが一部事業の利用制限を行いながら運営した。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

## 4. 項目別評価

### (1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域内において、施設についてまたその利用方法については周知されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	各サークルごとにお知らせなどを作成し、配布している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	不要な個人情報は取り扱わないようにした。また、会員の個人情報は会長が管理し、役員等限られた人のみ閲覧できるようにしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	現金は取り扱わず、出金については、支出の都度口座より行うようにしている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	清掃(年間10回)、草刈り・剪定(年間2回)が実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	年に1度設備の定期点検を実施し、安全管理が行われた。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態  
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大 限に発揮させ るものである こと	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため休館及び一部事業の制限を実施した。このため実施予定の変更、縮小及び中止があり、利用者数等の目標値を下回った。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため休館及び一部事業の制限を実施した。このため実施予定の変更、縮小及び中止があり、利用者数等の目標値を下回った。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため利用促進は行っていないが、感染対策を徹底している。苦情やトラブル等の報告はない。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減 が図られるも のであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	清掃等は委託せず、会員で行った。節電・節水を徹底した。消耗品についても節約に努めた。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定 して行う能力 を有している こと	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	定期的な役員会を開催し、役員で協力して運営している。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的 に公の施設の 設置の目的を 達成すること のできる団体 であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	会員に対し必要な情報提供が行われ、施設運営が実施された。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	施設の清掃において利用者の協力が得られている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようにしている。市の方針を理解し、地域の高齢者にとってより良い施設とすべく管理運営がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	地域の清掃に参加する等自治会との連携に努めている。	B

5. 総合評価

総合評価	清掃等が定期的に行われている。また、役員会での決定事項を周知し安定的な運営が行われている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

# 指定管理者評価表（令和2年度）

## 1. 施設概要

施設名	鳥見老人憩の家	評価主体	長寿福祉課
指定管理者	奈良市鳥見喜楽会 (公募(非公募))	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで (5年間)
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る		

## 2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、ヒアリング	利用者の満足度調査等	—	実地調査実施日	—
-------------	----------------	------------	---	---------	---

## 3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	84,000	—	2,100	978	116	70	32	—
令和元年度	84,000	—	2,300	2,105	254	75	70	—
変動の大きい指標の変動理由	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため令和2年4月10日から5月31日まで閉館。6月1日より開館するが一部事業の利用制限を行いながら運営した。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

## 4. 項目別評価

### (1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域内にパンフレットを配布し周知を図っている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できるようになっている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	不用な個人情報は取り扱わないようし、個人情報の管理は厳正に行った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	領収書の保管を適切に行った。収支についても帳簿に記録し適切に行った。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	清掃(年間10回)、草刈り(年間4回)が実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	毎月設備の定期点検を実施し、安全管理が行われた。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態  
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるもので あること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため休館及び一部事業の制限を実施した。このため実施予定の変更、縮小及び中止があり、利用者数等の目標値を下回った。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため休館及び一部事業の制限を実施した。このため実施予定の変更、縮小及び中止があり、利用者数等の目標値を下回った。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用促進のため、地域のガイドブックに情報等の掲載をした。これまでトラブル等の報告はない。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が 図られるもので あること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	節電・節水の徹底及び消耗品費の節約に取り組んだ。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して 行う能力を有して いること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	役員のみならず各サークルの協力を受け管理運営を実施している。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的に 公の施設の設置の 目的を達成すること のできる団体である こと	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域高齢者の憩の場所として熱意を持って運営されている。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	施設の清掃において利用者の協力が得られている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようになっている。 市の方針を理解し、地域の高齢者の憩の場とすべく施設運営がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	自治会、市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会等と連携を取っている。地域住民のために関係機関が連携してパンフレットを発行し配付された。	B

5. 総合評価

総合評価	憩の家を地域の高齢者の憩の場とすべく、使命感を持って施設運営を行っている。地域の他団体との連携も緊密である。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

# 指定管理者評価表（令和2年度）

## 1. 施設概要

施設名	登美ヶ丘老人憩の家	評価主体	長寿福祉課
指定管理者	奈良市登美ヶ丘地区万年青年クラブ連合会 (公募(非公募))	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで (5年間)
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もって老人の心身の健康の増進を図る		

## 2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、ヒアリング	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	令和2年10月29日
-------------	----------------	------------	---	---------	------------

## 3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	202,800	-	4,400	2,223	295	100	81	-
令和元年度	202,800	-	4,400	4,270	388	100	106	-
変動の大きい指標の変動理由	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため令和2年4月10日から5月31日まで閉館。6月1日より開館するが一部事業の利用制限を行いながら運営した。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

## 4. 項目別評価

### (1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	平等利用の確保のため会長が調整を行っている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できるようになっている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報の目的外使用がないよう周知徹底されている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	出金については、支出の都度口座より行うようにしており、小口現金は会計担当が行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	定期的な清掃に加え、施設利用団体の利用後の清掃が徹底されている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設使用後の施錠、電気、ガス元栓の確認が適切に行われた。使用後の閉館手続きについてチェック表を作成し漏れの無いよう工夫している。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態  
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため休館及び一部事業の制限を実施した。このため実施予定の変更、縮小及び中止があり、利用者数等の目標値を下回った。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため休館及び一部事業の制限を実施した。このため実施予定の変更、縮小及び中止があり、利用者数等の目標値を下回った。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用促進のため、広報活動を行った。また、施設を高齢者にとって有用な情報の発信場所とすることで、高齢者が集う場所になるように工夫をした。苦情やトラブル等の報告はない。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	節電・節水を徹底した。消耗品の在庫管理を行い節約に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	管理運営業務を細分化し各業務に担当者を設定し、分担して管理運営を実施している。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域の高齢者が集い、交流拠点となるよう熱意を持って運営されている。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	利用者には利用の都度の清掃及び消毒だけでなく、定期的な清掃への協力が得られている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようになっている。市の方針を理解し、地域の高齢者が集い、交流拠点となるよう施設運営がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	独居高齢者や家に閉じこもりがちな高齢者への声掛けを行っている。	B

5. 総合評価

総合評価	役員及び利用者で役割を定め協力して施設の管理運営が実施されている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--



# 指定管理者評価表（令和2年度）

## 1. 施設概要

施設名	横井老人憩の家	評価主体	長寿福祉課
指定管理者	横井ひまわりクラブ (公募 <b>非公募</b> )	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで (5年間)
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もって老人の心身の健康の増進を図る		

## 2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、実地調査	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	令和2年12月17日
-------------	---------------	------------	---	---------	------------

## 3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	156,000	-	1,400	527	87	34	24	-
令和元年度	156,000	-	1,400	1,339	124	37	34	-
変動の大きい指標の変動理由	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため令和2年4月10日から5月31日まで閉館。6月1日より開館するが一部事業の利用制限を行いながら運営した。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

## 4. 項目別評価

### (1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域内において、施設についてまたその利用方法については周知されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できるようになっている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	不要な個人情報は取り扱わないようにし、個人情報の管理は厳正に行なった。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	領収書の保管を適切に行なった。収支についても帳簿に記録し適切に行なった。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	開館の都度の清掃、草刈り(年間2回)が実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	開館の都度設備の点検を実施し、安全管理が行われた。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態  
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため休館及び一部事業の制限を実施した。このため実施予定の変更、縮小及び中止があり、利用者数等の目標値を下回った。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため休館及び一部事業の制限を実施した。このため実施予定の変更、縮小及び中止があり、利用者数等の目標値を下回った。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用促進のため広報活動（町内へのチラシの配布及び回覧への掲載）が行われた。これまでトラブル等の報告はない。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	節電・節水の徹底及び消耗品費の節約に取り組んだ。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	役員で協力・分担して施設運営が実施されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域の高齢者の集いの場、安否確認の場としての施設の存在意義を認識しており、継続的な開館を実施している。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	老人クラブ会員の協力が得られている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようになっている。市の方針を理解し、地域の高齢者の集いの場とすべく施設運営がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	地域内での連携の重要性についての認識があり、地域包括支援センター等と連携をとっている。	B

5. 総合評価

総合評価	意欲は高いものの指定管理者団体の高齢化が進んでいるため、行政と緊密に連携を取り適宜必要な指導を行いフォローしていく必要がある。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

# 指定管理者評価表（令和2年度）

## 1. 施設概要

施設名	杏中老人憩の家	評価主体	長寿福祉課
指定管理者	奈良市杏中町万年青年クラブ (公募 <b>非公募</b> )	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで (5年間)
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もって老人の心身の健康の増進を図る		

## 2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、実地調査	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	令和2年7月31日
-------------	---------------	------------	---	---------	-----------

## 3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	84,000	-	300	28	5	7	1	-
令和元年度	84,000	-	300	318	25	7	7	-
変動の大きい指標の変動理由	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため令和2年4月10日から5月31日まで閉館及び主な事業を全て中止した。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

## 4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域内において、施設についてまたその利用方法については周知されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できるようになっている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	不要な個人情報は取り扱わないようにし、個人情報の管理は厳正に行った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理が行われたか。	無駄な支出が無いよう意識し適正に執行された。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	清掃(年間2回)、草刈り(年間1回)が実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	日常点検及び消耗品の確認により適切に保守が行われた。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態  
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルス感染防止の観点から主な事業を中止したため、利用者数等の目標値を下回った。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルス感染防止の観点から主な事業を中止したため、利用者数等の目標値を下回った。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため利用促進は行っていないが、感染対策を徹底している。苦情やトラブル等の報告はない。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	無駄な支出が無いよう意識し、経費の縮減に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	役員で協力・分担して施設運営が実施されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため計画通りにはいかなかったものの、より良い施設運営のための協議を行っていく予定である。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	施設の清掃において利用者の協力が得られている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようになっている。	B
	地域等における連携・貢献	地域及び地域の諸団体における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	地域内での連携の重要性についての認識があり、自治会と共催で事業を実施する等連携が取れている。	B

5. 総合評価

総合評価	清掃等が定期的に行われており、地域の他団体と連携した安定的な運営が行われている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

# 指定管理者評価表（令和2年度）

## 1. 施設概要

施設名	杏南老人憩の家	評価主体	長寿福祉課
指定管理者	奈良市杏南町万年青年クラブ (公募 <b>非公募</b> )	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで (5年間)
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もって老人の心身の健康の増進を図る		

## 2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認	利用者の満足度調査等	—	実地調査実施日	令和2年3月2日
-------------	----------	------------	---	---------	----------

## 3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	202,800	—	1,800	1,318	212	70	58	—
令和元年度	202,800	—	1,800	1,890	256	70	70	—
変動の大きい指標の変動理由	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため令和2年4月10日から5月31日まで閉館。6月1日より開館するが一部事業の利用制限を行いながら運営した。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

## 4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域内において、施設についてまたその利用方法については周知されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	町内へのチラシの配布により周知が行われている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	不要な個人情報は取り扱わないようにし、個人情報の管理は厳正に行った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	領収書の保管を適切に行った。収支についても帳簿に記録し適切に行った。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	清掃(年間3回)が実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	年に3度設備の定期点検を実施し、安全管理が行われた。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態  
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため休館及び一部事業の制限を実施した。このため実施予定の変更、縮小及び中止があり、利用者数等の目標値を下回った。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため休館及び一部事業の制限を実施した。このため実施予定の変更、縮小及び中止があり、利用者数等の目標値を下回った。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用の促進のためチラシの配布、自治会の回覧により周知が行われた。これまでトラブル等の報告はない。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	節電・節水の徹底及び消耗品費の節約に取り組んだ。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	役員で協力・分担して施設運営が実施されている。施設の清掃において利用者の協力が得られている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域における役割を認識し、地域の他団体と連携し熱意を持って運営されている。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	施設の清掃において利用者の協力が得られている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようになっている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	地域内での連携の重要性についての認識があり、地域の他団体と事業を共催する等連携が取れている。	B

5. 総合評価

総合評価	施設の運営管理を適切に執行するという意識が強く、そのための詳細な指針を必要としていたと感じた。指定管理者との面談の都度、管理運営について相談を受けているが、引き続き緊密に連携を取り協議等を行い方向性を決定していくことが必要である。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

# 指定管理者評価表（令和2年度）

## 1. 施設概要

施設名	八条老人憩の家	評価主体	長寿福祉課
指定管理者	奈良市九十九会万年青年クラブ (公募/非公募)	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで (5年間)
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もって老人の心身の健康の増進を図る		

## 2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、ヒアリング	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	令和2年11月20日
-------------	----------------	------------	---	---------	------------

## 3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	84,000	-	600	0	0	10	0	-
平成30年度	84,000	-	620	608	39	10	11	-
変動の大きい指標の変動理由	新型コロナウイルスの感染予防のため、閉館とした。							
特記事項								

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
- ※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。  
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
- ※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

## 4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	平等利用の確保のため会長が調整を行っている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	文書の配布により周知が行われている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	不要な個人情報は取り扱わないようにし、個人情報の管理は厳正に行った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	現金は取り扱わず、出金については、支出の都度口座より行うようにしている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	清掃(年間3回)、草刈り(年間1回)が実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	年に3度建物の定期点検を実施し、安全管理が行われた。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態  
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるもので あること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染予防の徹底のため、閉館とした。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染予防の徹底のため、閉館とした。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため利用促進は行っていないが、感染対策を徹底している。苦情やトラブル等の報告はない。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が 図られるもので あること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	清掃・草刈りは委託せず、万年青年クラブで行ったり、節電・節水の徹底を呼びかけている。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して 行う能力を有して いること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	役員で協力・分担して施設運営が実施されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的に 公の施設の設置 の目的を達成す ることのできる 団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	例年は、子ども会等にも施設を利用させるなど、施設の有効活用に取り組んでいる。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	例年は、利用者には利用の都度の清掃及び消毒だけでなく、定期的な清掃への協力が得られている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようになっている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	例年は、地域等における連携の重要性について認識があり、子ども会や自治会と事業等における相互の協力ができている。	B

5. 総合評価

総合評価	清掃や草刈り等の維持管理が定期的実施されている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	【前年度の指示・指導事項】領収書を適切に保管していただくよう指示した。 【改善状況】領収書は適切に保管されている。
-------------------	--



# 指定管理者評価表（令和2年度）

## 1. 施設概要

施設名	東之阪老人憩の家	評価主体	長寿福祉課
指定管理者	奈良市東之阪第一老友会 (公募/非公募)	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで (5年間)
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もって老人の心身の健康の増進を図る		

## 2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、実地調査	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	令和3年3月17日
-------------	---------------	------------	---	---------	-----------

## 3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	202,800	-	950	373	30	25	8	-
令和元年度	202,800	-	950	947	87	25	24	-
変動の大きい指標の変動理由	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため令和2年4月10日から5月31日まで閉館。6月1日より開館するが一部事業の利用制限を行いながら運営した。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

## 4. 項目別評価

### (1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域内において、施設についてまたその利用方法については周知されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	人権文化センターと連携を密に取っているため、センター便りを活用する形で周知している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	不要な個人情報は取り扱わないようにし、個人情報の管理は厳正に行った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	領収書の保管を適切に行った。収支についても帳簿に記録し適切に行った。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	清掃(年間2回)、草刈り(年間2回)が実施され清潔に保たれている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	年に2度建物及び設備の定期点検を実施し、安全管理が行われた。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態  
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため休館及び一部事業の制限を実施した。このため実施予定の変更、縮小及び中止があり、利用者数等の目標値を下回った。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため休館及び一部事業の制限を実施した。このため実施予定の変更、縮小及び中止があり、利用者数等の目標値を下回った。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用促進のため事業の広報を行っている。これまでトラブル等はない。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	節電・節水の徹底及び消耗品費の節約に取り組んだ。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	管理は会長がほぼ一人で行っているが、人権文化センターの協力が得られており円滑に実施されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の集いの場としての施設の存在意義を認識している。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	施設の清掃において利用者の協力が得られている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようになっている。市の方針を理解し、地域住民の集いの場とすべく施設運営がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域及び地域の諸団体における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	地域内での連携の重要性についての認識があり、自治会や学校園との連携が取れている。	B

5. 総合評価

総合評価	管理運営においては人権文化センターの協力を得ながら行っている。また、地域内の組織との連携も綿密であり、このことにより事業が円滑に実施できている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

# 指定管理者評価表（令和2年度）

## 1. 施設概要

施設名	田原老人憩の家	評価主体	長寿福祉課
指定管理者	奈良市田原地区万年青年クラブ連合会 (公募(非公募))	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで (5年間)
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る		

## 2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、ヒアリング	利用者の満足度調査等	—	実地調査実施日	令和2年7月31日
-------------	----------------	------------	---	---------	-----------

## 3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	120,000	—	990	675	87	30	24	—
令和元年度	120,000	—	990	1,035	125	30	34	—
変動の大きい指標の変動理由	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため令和2年4月10日から5月31日まで閉館。6月1日より開館するが一部事業の利用制限を行いながら運営した。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

## 4. 項目別評価

### (1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域内において、施設についてまたその利用方法については周知されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できるようになっている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	不要な個人情報を取り扱わないようし、個人情報の管理は厳正に行なった。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	領収書の保管を適切に行なった。収支についても帳簿に記録し適切に行なった。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	清掃(年間6回)、草刈り(年間2回)が実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	年に6度建物の点検及び年に1度設備の定期点検を実施し、安全管理が行われた。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態  
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大 限に発揮させ るものである こと	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため休館及び一部事業の制限を実施した。このため実施予定の変更、縮小及び中止があり、利用者数等の目標値を下回った。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため休館及び一部事業の制限を実施した。このため実施予定の変更、縮小及び中止があり、利用者数等の目標値を下回った。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用の促進のため、地域の各種団体への働きかけが行われた。これまでトラブル等の報告はない。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減 が図られるも のであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	節電・節水の徹底及び消耗品費の節約に取り組んだ。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定 して行う能力 を有している こと	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	施設の清掃において利用者の協力が得られている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的 に公の施設の 設置の目的を 達成すること のできる団体 であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	施設を有効活用し、高齢者の健康維持につながるよう熱意を持って運営されている。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	施設の清掃において利用者の協力が得られている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようになっている。 市の方針を理解し、地域にとって施設が有意義に活用されるよう管理運営がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	地域内での連携の重要性についての認識があり、地域の老人クラブ等他団体と連携を取っている。	B

5. 総合評価

総合評価	清掃等が定期的に行われており、地域の他団体と連携した安定的な運営が行われている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

# 指定管理者評価表（令和2年度）

## 1. 施設概要

施設名	狭川老人憩の家	評価主体	長寿福祉課
指定管理者	奈良市上狭川クラブ (公募 <b>非公募</b> )	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで (5年間)
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もって老人の心身の健康の増進を図る		

## 2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、ヒアリング	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	-
-------------	----------------	------------	---	---------	---

## 3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	84,000	-	680	320	39	15	11	-
令和元年度	84,000	-	680	614	50	15	14	-
変動の大きい指標の変動理由	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため令和2年4月10日から5月31日まで閉館。6月1日より開館するが一部事業の利用制限を行いながら運営した。							
特記事項								

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
- ※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。  
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
- ※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

## 4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域内において、施設についてまたその利用方法については周知されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できるようになっている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報の管理に留意した。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	会計が管理。現金管理はせず、その都度銀行口座より引き出ししている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	定期的に清掃及び草刈りが実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	定期点検、小修繕が実施された。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態  
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	計画に基づき、事業が行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	計画どおりに事業が実施された。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用の促進のため定期的に会議を実施し協議を行った。これまでトラブル等の報告はない。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	清掃等は委託せず会員で行った。消耗品の見直しにより経費削減に努めた。節電・節水の徹底を呼びかけた。節電のため照明機器のLED化を進めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	役員で協力して施設の運営を行えている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域的に、市民が集えるような施設もないため重要な施設であるとの認識のもと、熱意を持って運営されている。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	利用者には利用の都度の清掃及び消毒だけでなく、定期的な清掃への協力が得られている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようになっている。市の方針を理解し、地域の高齢者の集いの場とすべく施設運営がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	地域住民との連携を取っている。	B

5. 総合評価

総合評価	清掃等が定期的に行われており、安定的な運営が行われている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

# 指定管理者評価表（令和2年度）

## 1. 施設概要

施設名	古市老人憩の家	評価主体	長寿福祉課
指定管理者	古市町老人クラブ (公募/非公募)	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで (5年間)
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もって老人の心身の健康の増進を図る		

## 2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、実地調査	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	令和2年9月2日
-------------	---------------	------------	---	---------	----------

## 3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	202,800	-	2,000	1,353	196	60	54	-
令和元年度	202,800	-	2,600	1,983	240	60	60	-
変動の大きい指標の変動理由	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため令和2年4月10日から5月31日まで閉館。6月1日より開館するが一部事業の利用制限を行いながら運営した。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

## 4. 項目別評価

### (1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	一部の利用者に優遇にならないよう、会長が調整を行っている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できるようになっている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	名簿等は憩の家には置いておらず、役員で管理している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	指定管理料は会計が管理している。現金管理はせず、その都度銀行口座より引き出している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の清掃等は当番制で行われており、適切に維持管理が行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の保守は保たれている。また、避難訓練は自治会主催のものに参加していたが、憩の家主催でも実施している。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態  
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため休館及び一部事業の制限を実施した。このため実施予定の変更、縮小及び中止があり、利用者数等の目標値を下回った。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため休館及び一部事業の制限を実施した。このため実施予定の変更、縮小及び中止があり、利用者数等の目標値を下回った。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用の促進のため独居高齢者等へ声掛けを行い施設利用を案内している。これまでトラブル等の報告はない。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	清掃等は委託せず、利用者の協力を得て行っている。節電・節水の徹底を実施している。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	役員、利用者だけでなく人権文化センターの協力が得られており円滑に実施されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域高齢者の憩いの場所として熱意を持って運営されている。当番を決め、週5日、終日開館している。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	利用者を施設の運営に参加させる考えがあるものの、役員になることを嫌がられ難しい面があるとのこと。総会等で利用者の意見を募る機会を設けているとのこと。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようにしている。市の方針を理解し、地域の高齢者の集いの場とすべく施設運営がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	地域内での連携の重要性についての認識があり、地域の行事に協力する等連携を取っている。	B

5. 総合評価

総合評価	憩いの家を地域の高齢者の憩いの場とすべく、使命感を持って施設運営を行っている。書類作成に負担感があるため、新規役員を獲得することによる負担の分散の取り組みが引き続き必要である。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--



# 指定管理者評価表（令和2年度）

## 1. 施設概要

施設名	大柳生老人憩の家	評価主体	長寿福祉課
指定管理者	奈良市大柳生地区万年青年クラブ連合会 (公募/非公募)	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで (5年間)
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もって老人の心身の健康の増進を図る		

## 2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、ヒアリング	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	-
-------------	----------------	------------	---	---------	---

## 3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	84,000	-	690	661	45	10	12	-
令和元年度	84,000	-	690	594	43	10	12	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

## 4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	平等利用の確保のため会長が調整を行っている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できるようになっている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	名簿等は憩の家には置いておらず、役員で管理している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	指定管理料は会計が管理している。現金管理はせず、その都度銀行口座より引き出している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	定期的に清掃及び草刈りが実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の使用の都度設備等の点検が行われている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態  
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるもので あること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	感染予防を徹底し、概ね計画どおりに事業が実施された。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	感染予防を徹底し、概ね計画どおりに事業が実施された。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用の促進のためイベント等の機会を利用して施設のPRが行われた。これまでトラブル等の報告はない。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が 図られるもので あること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	清掃等は委託せず、利用者の協力を得て行っている。節電・節水の徹底を実施している。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して 行う能力を有して いること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	役員のみならず利用者の協力を受け管理運営を実施している。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的に 公の施設の設置 の目的を達成す ることのできる 団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	利用者が安全に施設を利用できるよう、設備等の安全管理に力を入れて管理運営がなされた。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	利用者には利用の都度の清掃及び消毒だけでなく、定期的な清掃への協力が得られている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようになっている。市の方針を理解し、地域の高齢者にとってより良い施設とすべく管理運営がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	自治会等地域の各種団体と事業を共催することで連携をとることができている。	B

5. 総合評価

総合評価	運営会議、清掃等が定期的に開催されており、地域の他団体と連携した安定的な運営が行われている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

# 指定管理者評価表（令和2年度）

## 1. 施設概要

施設名	柳生老人憩の家	評価主体	長寿福祉課
指定管理者	奈良市柳生地区万年青年クラブ連合会 (公募 <b>非公募</b> )	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで (5年間)
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もって老人の心身の健康の増進を図る		

## 2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、ヒアリング	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日
-------------	----------------	------------	---	---------

## 3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	84,000	-	540	318	41	15	11	-
令和元年度	84,000	-	440	541	64	15	18	-
変動の大きい指標の変動理由	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため令和2年4月10日から5月31日まで閉館。6月1日より開館するが一部事業の利用制限を行いながら運営した。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

## 4. 項目別評価

### (1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域内において、施設についてまたその利用方法については周知されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域の各団体の会合の機会を利用して周知を行った。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報である名簿の管理は保管場所に注意して施設内で管理している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	現金の取扱は行っておらず、通帳より使用分のみ引き出すようにしている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	毎月2回の定期的な清掃の他、草刈り、樹木の剪定が実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	防火・防災訓練の実施により安全管理が行われた。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態  
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため休館及び一部事業の制限を実施した。このため実施予定の変更、縮小及び中止があり、利用者数等の目標値を下回った。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため休館及び一部事業の制限を実施した。このため実施予定の変更、縮小及び中止があり、利用者数等の目標値を下回った。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用の促進のため地域の各種団体に対して施設のPRが行われた。施設所在地の町内に向けた利用の呼びかけが行われた。これまでトラブル等の報告はない。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	光熱水費及び消耗品費の縮減に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	役員で協力・分担して施設運営が実施されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	利用者が安全に施設を利用できるよう、防火・防災の啓発等の安全管理に力を入れて管理運営がなされた。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	利用者には利用の都度の清掃及び消毒だけでなく、定期的な清掃への協力が得られている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようになっている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	子ども園と連携した事業を実施したり地域の行事に参画したりする形で連携を取ることができている。	B

5. 総合評価

総合評価	運営会議、清掃等が定期的に行われており、地域も巻き込んだ安定的な運営が行われている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

# 指定管理者評価表（令和2年度）

## 1. 施設概要

施設名	梅園老人憩の家	評価主体	長寿福祉課
指定管理者	奈良市紀寺宝寿会 (公募/非公募)	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで (5年間)
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もって老人の心身の健康の増進を図る		

## 2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	-
-------------	----------	------------	---	---------	---

## 3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	84,000	-	130	73	19	5	5	-
令和元年度	84,000	-	180	132	32	5	9	-
変動の大きい指標の変動理由	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため令和2年4月10日から5月31日まで閉館。6月1日より開館するが一部事業の利用制限を行いながら運営した。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

## 4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域内において、施設についてまたその利用方法については周知されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自治会の会合や回覧を利用して周知が行われた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報を厳正に管理するとともに不要な個人情報を取り扱わないよう努めた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	現金の取扱は行っておらず、通帳より使用分のみ引き出すようにしている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	定期的に清掃及び草刈りを実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	年に4度設備の定期点検を実施し、安全管理が行われた。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態  
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため休館及び一部事業の制限を実施した。このため実施予定の変更、縮小及び中止があり、利用者数等の目標値を下回った。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため休館及び一部事業の制限を実施した。このため実施予定の変更、縮小及び中止があり、利用者数等の目標値を下回った。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	行事のチラシを作成し各戸へのポスティングや町内回覧への掲載することにより周知を図り、利用の促進に努めた。これまでトラブル等の報告はない。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	清掃等は委託せず、会員で行った。節電・節水を徹底した。消耗品についても節約に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	定期的に会議を開催し運営についての協議を行う等、役員で協力しての管理運営が実施された。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	利用者が安全に施設を利用できるよう、設備等の安全管理に力を入れて管理運営がなされた。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	会議において意見を聞き取り、運営方針に活かすことができている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようになっている。市の方針を理解し、地域の高齢者にとってより良い施設とすべく管理運営がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	自治会の会議に参加する等して連携をとることができている。	B

5. 総合評価

総合評価	利用者にとって安全で安心な施設となるよう意識して管理運営がなされている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

# 指定管理者評価表（令和2年度）

## 1. 施設概要

施設名	石打老人憩の家	評価主体	長寿福祉課
指定管理者	奈良市石打第二梅寿会 (公募 <b>非公募</b> )	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで (5年間)
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もって老人の心身の健康の増進を図る		

## 2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認	利用者の満足度調査等	—	実地調査実施日	令和2年3月17日
-------------	----------	------------	---	---------	-----------

## 3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2月年度	120,000	—	1,900	1,015	106	40	29	—
令和元年度	120,000	—	1,300	1,987	164	30	45	—
変動の大きい指標の変動理由	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため令和2年4月10日から5月31日まで閉館。6月1日より開館するが一部事業の利用制限を行いながら運営した。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

## 4. 項目別評価

### (1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域内において、施設についてまたその利用方法については周知されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自治会、関係団体を通じた周知が行われた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報の取り扱いについて、不当に使用しないように注意喚起が行われた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	現金は持たないようにし、その都度銀行口座より引き出している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	指定管理者、利用者で協力して環境整備が行われた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	定期点検、維持管理が実施された。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態  
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため休館及び一部事業の制限を実施した。このため実施予定の変更、縮小及び中止があり、利用者数等の目標値を下回った。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため休館及び一部事業の制限を実施した。このため実施予定の変更、縮小及び中止があり、利用者数等の目標値を下回った。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用の促進のため地域の諸団体の役員の協力を得て広報が実施された。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	節電・節水の徹底を呼びかけている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	役員及び利用者で協力して施設の運営を行っている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域高齢者の憩い場所として熱意を持って運営されている。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	清掃等の協力が得られている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようになっている。市の方針を理解し、地域の高齢者にとってより良い施設とすべく管理運営がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	自治会、婦人会、子供会等との連携が取れている。	B

5. 総合評価

総合評価	現在、管理運営について利用者の協力を得て行っており、今後も継続していくことが重要である。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--



# 指定管理者評価表（令和2年度）

## 1. 施設概要

施設名	桃香野老人憩の家	評価主体	長寿福祉課
指定管理者	奈良市桃香野第三梅寿会 (公募(非公募))	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで (5年間)
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る		

## 2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、実地調査	利用者の満足度調査等	—	実地調査実施日	令和2年3月17日
-------------	---------------	------------	---	---------	-----------

## 3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	84,000	—	550	224	20	10	5	—
令和元年度	84,000	—	650	556	50	10	14	—
変動の大きい指標の変動理由	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため令和2年4月10日から5月31日まで閉館。6月1日より開館するが一部事業の利用制限を行いながら運営した。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として收受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

## 4. 項目別評価

### (1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	各サークルで平等に利用されている。万青会長に申し出ることによって利用できることの周知はされているとのこと。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	各サークルを通じて情報の周知を図っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	名簿等は会長が管理している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	現金は持たないようにし、その都度銀行口座より引き出している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	定期的に清掃及び草刈りを実施しており、施設は清潔に保たれていた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の保守は保たれている。年1回の消防訓練を実施している。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態  
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大 限に発揮させ るものである こと	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため休館及び一部事業の制限を実施した。このため実施予定の変更、縮小及び中止があり、利用者数等の目標値を下回った。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため休館及び一部事業の制限を実施した。このため実施予定の変更、縮小及び中止があり、利用者数等の目標値を下回った。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため利用促進は行っていないが、例年は、自治会等にも施設を利用してもらうことで、施設を有効に活用している。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減 が図られるも のであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	清掃等は委託せず、役員で行っている。また節電・節水の徹底を呼びかけ、施設利用時以外にも近くを通る際には消灯の確認をしている。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定 して行う能力 を有している こと	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	役員で協力して施設の運営を行えている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的 に公の施設の 設置の目的を 達成すること のできる団体 であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	自治会等にも施設を利用させるなど、施設の有効活用に取り組んでいる。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	利用者を施設の運営に参加させる考えがあるものの、管理者も利用者も高齢であり、仕事を持っている人もいるので、運営に参加していただくのは困難ではあるが総会等で意見を募る機会を設けている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようになっている。 市の方針を理解し、地域の高齢者の集いの場とすべく施設運営がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	自治会の会合等の場において情報発信を行い連携を取っている。	B

5. 総合評価

総合評価	多様な団体と連携を取り利用促進を図ることで、当該施設が地域内において必要なものとなっている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

# 指定管理者評価表（令和2年度）

## 1. 施設概要

施設名	尾山老人憩の家	評価主体	長寿福祉課
指定管理者	奈良市尾山第一梅寿会 (公募/非公募)	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで (5年間)
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もって老人の心身の健康の増進を図る		

## 2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	令和2年3月17日
-------------	----------	------------	---	---------	-----------

## 3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	120,000	-	1,200	471	62	30	17	-
令和元年度	120,000	-	1,100	1,226	108	25	30	-
変動の大きい指標の変動理由	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため令和2年4月10日から5月31日まで閉館。6月1日より開館するが一部事業の利用制限を行いながら運営した。							
特記事項								

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
- ※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。  
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
- ※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

## 4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域内において、施設についてまたその利用方法については周知されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域の会合の際に会長が伝達する。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	不要な個人情報を取り扱わないよう努めた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	現金は置いておらず、その都度銀行口座より引き出している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	清掃(年間12回)、草刈り(年間2回)が実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	消防署の協力を得て防災ビデオを使用しての啓発や避難経路の確認が実施された。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態  
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため休館及び一部事業の制限を実施した。このため実施予定の変更、縮小及び中止があり、利用者数等の目標値を下回った。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため休館及び一部事業の制限を実施した。このため実施予定の変更、縮小及び中止があり、利用者数等の目標値を下回った。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用促進のため広報活動（町内へのチラシの配布及び回覧への掲載）が行われた。これまでトラブル等の報告はない。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	光熱水費及び消耗品費の縮減に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	定期的に会議を開催し、運営についての協議がなされた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	利用者が気持ちよく利用できる環境の維持を意識した管理運営がなされている。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	利用者を施設の運営に参加させる考えがあるものの、管理者も利用者も高齢であり、仕事を持っている人もいるので、運営に参加していただくのは困難ではあるが総会等で意見を募る機会を設けている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようになっている。市の方針を理解し、地域の高齢者の集いの場とすべく施設運営がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	自治会との連携が取れている。施設周辺は観光客の往来が多く、便所は観光客が利用しやすいよう常に清潔に維持されている。	B

5. 総合評価

総合評価	地域貢献の意識が強く、これに基づいた事業実施がなされている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

# 指定管理者評価表（令和2年度）

## 1. 施設概要

施設名	田原老人軽作業場	評価主体	長寿福祉課
指定管理者	奈良市田原地区万年青年クラブ連合会 (公募(非公募))	指定の期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで (5年間)
設置目的	老人に、その知識、経験及び趣味を生かして郷土民芸品を製作させることにより生きがいを与える		

## 2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、実地調査、ヒアリング	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	-
-------------	---------------------	------------	---	---------	---

## 3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2月年度	114,000	-	730	521	70	30	19	-
令和元年度	114,000	-	730	734	108	30	30	-
変動の大きい指標の変動理由	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため令和2年4月10日から5月31日まで閉館。6月1日より開館するが一部事業の利用制限を行いながら運営した。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

## 4. 項目別評価

### (1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域内において、施設についてまたその利用方法については周知されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できるようになっている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	会員の個人情報は会長が管理し、役員等限られた人のみ閲覧できるように管理している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理が行われたか。	会計担当者が金銭管理をしている。現金は持たないようにし、その都度必要な分を銀行口座より引き出している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の清掃が(年6回)草刈り(年間2回)が実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の保安は保たれている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態  
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大 限に発揮させ るものである こと	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため休館及び一部事業の制限を実施した。このため実施予定の変更、縮小及び中止があり、利用者数等の目標値を下回った。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため休館及び一部事業の制限を実施した。このため実施予定の変更、縮小及び中止があり、利用者数等の目標値を下回った。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用の促進について、老人クラブへの勧誘と合わせて周知を行っている。 トラブル対応については行政と連携を取り行っている。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減 が図られるも のであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者各自が経費縮減の意識を持って施設を利用していただけ よう周知が行われた。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定 して行う能力 を有している こと	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	役員で協力・分担して施設運営が実施されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的 に公の施設の 設置の目的を 達成すること のできる団体 であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域文化の次世代への継承、地域間での連携を目的に事業が実施された。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	利用者も高齢ではあるが一定程度協力は得られているとのこと。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようになっている。 市の方針を理解し、地域の高齢者の生きがいづくりの場とすべく施設運営がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	地域文化伝承の為の練習場所として事業継続していく意欲がある。	B

5. 総合評価

総合評価	ゲートボールやグラウンドゴルフでの利用は活発に行われており、施設自体は地域の高齢者の憩いと生きがいの場となっているが、老人軽作業場の本来の設置目的である郷土民芸品の製作での利用については年末等に限定されている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

# 指定管理者評価表（令和2年度）

## 1. 施設概要

施設名	児童館4館(横井児童館、古市児童館、東之阪児童館、大宮児童館)	評価主体	子ども未来部子ども育成課
指定管理者	公益財団法人奈良市生涯学習財団 <b>非公募</b>	指定の期間	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで (3年間)
設置目的	児童の人権尊重の精神を養うとともに、児童の健全な育成を図るため。		

## 2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・年次報告書の確認(年1回) ・月次報告書の確認(毎月)	利用者の満足度調査等	—	実地調査実施日	—
-------------	---------------------------------	------------	---	---------	---

## 3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	102,436,874	0	38,000	19,075	221日(4館とも)	—	別紙のとおり	—
令和元年度	—	—	—	—	—	—	—	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
- ※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。  
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
- ※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

## 4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適:指定管理者としてふさわしい状態、否:指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	子どもが、その置かれている環境や状況に関わりなく利用できる児童館の施設特性を理解し、平等に支援を行っている。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	指定管理業務仕様書や財団内の要綱等に基づいた対応をとっている。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守、個人情報の保護及び人権の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	法人が定める定款・規則等を遵守するよう指導する体制の確保に加え、一般公募による評議員・役員を選任など客観的な観点から経営の監視・監督を行う体制を構築している。個人情報保護については、財団の要綱に基づき、個人情報保護方針及び情報セキュリティ基本方針を作成し、適切に保護・管理を行っている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	財団事務局において経理業務を一括処理しており、効率化や不透明な処理の防止を図っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全・設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が業務仕様書に定める水準を満たし、具体的・効果的であるか。	施設の清掃等は適切に保たれており、備品等の点検・管理も行っている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が業務仕様書に定める水準を満たし、具体的・効果的であるか。また、利用者の事故等に対する補償及び賠償について具体的・効果的な方策があるか。	施設内の点検や避難訓練の実施等安全対策を実施している。また、利用者の事故等に対応するため、共済制度に加入している。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態  
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	施設の現状分析	利用状況、満足度調査や他市町村の同様の施設との比較に基づき、当該施設の強み・弱み・機会・脅威等が分析できているか。利用していない者の潜在的なニーズに関する仮説を提示できているか。	児童館の設置目的や施設特性を理解し、定期的に事務担当者会議や館長会議を行う等運営に関する振り返りや方針確認を行っている。	B
	事業実施計画	施設の設置目的に適切、業務仕様書に定める水準を満たすとともに、具体的・効果的な計画であるか。また、他にない斬新で魅力的な事業提案がなされているか。	各館において体験活動や教室の開催など学びや遊びの機会を確保し、子どもの健全育成を図った。また、子育て親子に対し交流の場の提供、相談・援助を行う等事業実施計画に則った運営を行った。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。苦情・トラブルの適切な対応や予防の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	児童館だよりの作成により活動状況等の広報を行った。また、館内で発生したトラブルについても、適切に対処し報告している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	経費の縮減が図られているか。	提案額内での運営が行われているとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により未執行だった指定管理料については市に返還している。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が業務仕様書に定める水準(労働関係法規の順守を含む。)を満たし、具体的・効果的であるか。業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策があるか。	職員の雇用については、経験や知見を活かせる人材の採用や、事業が円滑に行えるよう従来の職員を継続雇用する等柔軟な対応を行った。しかし、職員の資質向上に係る研修については、新型コロナウイルス感染症流行下という状況にあり実施が困難であった。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績があり、業務遂行に当たって有効なノウハウを有しているか。	子育て親子の支援や、子どもや家庭を取り巻く諸問題の解決・家庭の教育力向上に関しての実績、ノウハウがある。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になるおそれはないか。	事業計画に沿った事業を展開しているため、安定的に事業を継続できる財務状況であり、団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になるおそれはない。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	各館での活動を行う中で、児童館が子どもたちにとって学校や家庭に次ぐ居場所として安全安心に利用できるよう、意欲的な運営を行った。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	施設の不具合その他トラブルが発生した際には行政と綿密に連携をとることで迅速に対応している。市の方針を理解し、これに則った管理運営を行っている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	事業の運営に当たっては、児童の保護者をはじめとする地域の人々とともに、子どもの健全育成に努めるとともに、東人権文化センターとの共催で展示会を行う等、住民交流の場を設けた。	B

5. 総合評価

総合評価	事業計画などに基づき、施設の管理が適正かつ効果的に行われている。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により十分に実施ができなかったと考えられる地域との連携や職員研修、ホームページ等による広報の充実及びアンケート等による利用者の意見を反映した運営については、次年度の積極的な実施を期待する。
指定管理者に対する指示・指導事項	特になし。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--



同一の指定管理者が一括して管理運営する公の施設の名称及び評価指標の実績一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%)	
		令和2年度	令和元年度
1	横井児童館	93	—
2	古市児童館	98	—
3	大宮児童館	82	—
4	東之阪児童館	96	—

# 指定管理者評価表（令和2年度）

## 1. 施設概要

施設名	児童発達支援 いっぱ	評価主体	子ども未来部子育て相談課
指定管理者	社会福祉法人 宝山寺福祉事業団 (公募)	指定の期間	平成29年4月1日から 令和4年3月31日まで (5年間)
設置目的	発達支援の必要性が認められる就学前の幼児を対象に、遊びを通して社会性や協調性を養い、言語活動を高めるような発達支援の場を確保する。		

## 2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業内容と収支の報告(月1回) ・定例会議で日常の運営管理について確認する。	利用者の満足度調査等	・利用者アンケート(令和3年1月実施、回答者39人) ・個別療育相談(71回) ・ビデオ鑑賞・懇談会(6回 24人) ・こども園、保育園、幼稚園訪問(32回) ・親子教室(15回)	実地調査実施日	令和3年7月12日
-------------	--	------------	--	---------	-----------

## 3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	8,004,000	22,765,693	2,431	2,262	284	85	80	97
令和元年度	8,004,000	24,170,346	2,431	2,346	286	85	82	97
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。  
 ※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。  
 利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。  
 ※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

## 4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	・利用者の平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 ・正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	・利用申請については、児童福祉法に基づいている。 ・利用前には施設見学と十分な説明を行う。 ・定員を超える場合には待機者管理名簿を作成し定例会議で情報共有している。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	・個人情報の保護及びセキュリティに努めているか。 ・発達支援内容を公開し評価を得ているか。	・関係機関向けの公開療育(例年実施)は利用者(保護者)の理解を得て行っている。新型コロナウイルス感染拡大予防のため実施できなかった。 ・保護者への連絡は文書を基本とし個人情報の取り扱いに留意している。 ・ウイルス対策ソフト等を導入している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	・具体的・効果的な方策が行われているか。 ・リスクマネジメントができていないか。	・児童福祉法に基づく事業であることを常に念頭に置いている。 ・個人情報の保護の他、感染症予防やヒヤリ・ハット等の対応マニュアルを作成している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	・予算の執行や経理を明確にしているか。	・社会福祉法人の会計基準に基づいて行われている。 ・毎月の収支報告と事業の実施報告を提出している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	・基本協定(仕様書)に定める水準どおり、使用に関する手順を守り、日常的に丁寧・大切に使用しているか。	・施設や備品は常に清潔を保持し、定期的な点検と整理整頓を行っている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	・保安・警備、事故・災害等の非常時の対応について基本協定(仕様書)に定める水準どおりに行われたか。	・防火管理者を配置し、毎月避難訓練を行っている。 ・危機管理マニュアルに基づき行動している。 ・新型コロナウイルス感染症の動向に注視し感染拡大予防対策を徹底している。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態  
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施計画どおりに事業が実施されたか。</li> <li>問題が生じた場合に柔軟に対応したか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者のニーズと利便性に配慮して療育を提供する日時や時間帯を柔軟に設定し予定どおり実施できた。</li> <li>「療育時間の短縮」「3密の回避」等新型コロナウイルス感染拡大予防対策を徹底し7日間だけの閉館に留めることができた。</li> </ul>	B
	自主事業実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施計画どおりに事業が実施されたか。</li> <li>問題が生じた場合に柔軟に対応したか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害児通所支援受給者証の取得に至らない幼児とその保護者が一緒に通う親子教室を実施し早期支援を行った。</li> </ul>	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>発達支援内容の評価を得ているか。</li> <li>利用児童の発達段階に応じた療育を計画的に提供しているか。</li> <li>研修を確保しているか。</li> <li>苦情やトラブルへの適切な対応や防止策が講じられているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染拡大予防のため幼稚園や通所支援事業所等を対象とした公開療育(例年実施)は実施できなかった。</li> <li>障がい児支援に関わる各種研修(全国・奈良県・奈良市)に参加(例年)しセンター内自主研修を実施し資質の向上に努めているが新型コロナウイルス感染拡大予防のため文献・オンライン研修により学習した。</li> </ul>	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施状況と収支報告には整合性があるか。</li> <li>創意工夫で経費の削減の具体的方策が行われたか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎月の収支報告と事業の実施報告、収支決算報告(年度末)は一致している。</li> <li>消耗品や備品等を最小限の範囲に収めていた。</li> </ul>	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本協定(仕様書)に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たしているか。</li> <li>効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限を含む)であるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉法で規定する基準を満たし計画どおりの職員配置であった。</li> <li>週6日開所しているが、勤務シフトを工夫し職員の休日と研修参加を確保できた。</li> </ul>	B
	類似事業の実績、ノウハウ	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修等に参加し情報収集を行っているか。</li> <li>支援技術の向上に努めているか。</li> <li>それらを日常の業務に反映させているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(例年)奈良市障がい児通所支援連絡協議会、各種研修に参加し情報収集に留まらず事例検討等による学習を行い療育に反映させている。</li> <li>新型コロナウイルス感染拡大予防のため文献・オンライン研修等により学習を行った。</li> </ul>	B
	財務状況の健全性	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施状況と収支報告には整合性があるか。</li> <li>指定の期間内に安定して事業を継続できる財務状況か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎月の収支報告と事業の実施報告、収支決算報告(年度末)は一致している。</li> <li>収支は定期的に法人に報告するとともに、法人の確認・承認を得ている。</li> </ul>	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	幼児期の発達支援(児童発達支援)に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>発達段階に応じた発達支援の提供について、具体的・計画的・効果的な方策があるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害児支援利用計画に基づき療育を提供できた。</li> <li>発達障害の特性を理解し遊びを通して社会性や協調性を養い、言語活動を高めるような療育を提供できた。</li> </ul>	B

5. 総合評価

総合評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別相談を定期的に行い、利用家庭のニーズを把握するとともに利用児童の発達特性に応じた発達支援を提供できた。</li> <li>地域支援事業、自主事業の実施を通じて関係機関との連携を図っている。</li> <li>新型コロナウイルス感染拡大予防対策を徹底しコロナ禍において療育の提供を継続することができた。</li> </ul>
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

# 指定管理者評価表（令和2年度）

## 1. 施設概要

施設名	市立奈良病院	評価主体	健康医療部 医療政策課
指定管理者	公益社団法人 地域医療振興協会 (非公募)	指定の期間	平成26年4月 1日から 令和 6年3月31日まで (10年間)
設置目的	市民の健康保持に必要な医療を提供することを目的とする。		

## 2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業報告書の確認(年1回)</li> <li>日常の業務報告(月報・日報)の確認</li> <li>実地調査(年1回)</li> </ul>	利用者の満足度調査等	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設への意見箱の設置</li> <li>利用者等の苦情対応の窓口に設置</li> </ul>	実地調査実施日	令和2年8月25日
-------------	---	------------	---	---------	-----------

## 3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	利用料金収入(千円)		利用者数 (人)			開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
		入院	外来	目標	入院	外来		目標	実績	
令和2年度	-	7,136,266	3,380,172	-	100,172	183,566	365	-	-	-
令和元年度	-	7,464,121	3,546,686	-	110,866	208,074	366	-	-	-
変動の大きい指標の変動理由	平成16年12月に国から移譲を受けてから、建設中の平成24年度で一度減ったものの全体的に患者数は増えている。令和元年度に地域医療支援病院の承認をされ、かかりつけ医との役割分担の強化により、入院患者数・外来患者数共前年度より僅かながら減少した。									
特記事項	医療機関であるため、利用者数及び施設稼働率の目標設定することは、そぐわない。									

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

## 4. 項目別評価

### (1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	利用者の公平性は確保されていたか。	公の施設の管理者である団体としての果たすべき社会的な任務責任を全うしている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	患者の個人情報の開示要請には、地域医療連携室が窓口となり診療情報管理室と連携し速やかに手続きを行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	厚労省策定のガイドラインのほか、独自の個人情報保護マニュアルに基づき、職員に患者情報の守秘義務を徹底させている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	協定に基づき事業報告・決算報告を年1回提出させている。令和2年度は実施できなかったが、例年管理運営協議会において決算状況・事業実績の報告を委員に対して行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準のとおり行われたか。	法令等に定められた施設・設備の安全点検等が確実に行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	消防設備の点検・整備、および非難(救助)訓練を実施しているか。事故発生時には迅速かつ適切な対応と市への報告を行っているか。	消防法第17条3の3に基づき、定期点検し報告しているほか、年2回防災訓練を実施している。事故発生時は、臨時医療安全管理委員会を設置し、市へ速やかに報告をする。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態  
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	市立奈良病院の管理について、適切かつ円滑に実施し、良質な医療を市民に提供しているか。	例年市と指定管理者で年2回の管理運営協議会を開き、運営市民会議、議会等からの要望に基づき、事業実施計画及び結果報告を協議しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり実施できなかった。	C
	自主事業実施計画	迅速かつ適切な受付業務に努めているか。	H18年度より電子カルテシステムへ移行し、診療情報の効率化が図っている。H22年度から医療費自動精算機と会計番号表示盤の設置により、待ち時間の縮減を図っている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	ホームページを積極活用している。外来患者と入院患者に対して満足度調査を行い、問題点を把握し、サービスの向上へつなげる。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の効用を損なわず、施設を管理運営できる額と考えるが経費削減について具体的な方策は十分に示されていない。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	管理運営に支障はなく適切な人員確保配置であり、各種研修も実施して資質の向上に努めている。	A
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	地域医療振興協会が管理する全国の他の施設の運営実績が効果的に反映している。指定管理をしている市立診療所への、協力体制を整えている。	A
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	平成18年度からは経常利益で黒字計上していたが、移転に伴う費用増加などが主因となり、24年度は赤字となった。平成25年度からは黒字計上に転じ令和2年度においても新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも黒字となっている。	A
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	業務報告	月別の利用状況、年間の利用状況を定期的に市に報告しているか。	毎月、患者数等の利用状況の報告を確認している。	A

5. 総合評価

総合評価	事業報告書や病院年報及び聞き取り調査による指定管理の実績を評価したところ、全体的に大きな問題はなく、適正に管理運営されており良好であると判断できる。 特に、医師・看護師等の確保に努め診療体制の強化を図ったことや、救急診療体制の強化に努めていること、地域医療支援病院の承認を受け地域のかかりつけ医と適切な役割分担を行っていることは、評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	公益社団法人地域医療振興協会は全国で多数の施設を健全に運営している指定管理者としての実績があるので、この実績や事業のノウハウを活かし、今後も安定的で継続的な管理運営を期待したい。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	前年度に引き続き、これまでの実績や事業のノウハウを活かし、安定的で継続的な管理運営がなされている。
-------------------	---

# 指定管理者評価表（令和2年度）

## 1. 施設概要

施設名	奈良市立田原診療所、奈良市立柳生診療所、奈良市立月ヶ瀬診療所、奈良市立都祁診療所、奈良市立興東診療所	評価主体	健康医療部 医療政策課
指定管理者	公益社団法人地域医療振興協会（非公募）	指定の期間	平成31年 4月1日から 令和 6年 3月31日まで（5年間）
設置目的	市民の健康保持に必要な医療を提供することを目的とする。		

## 2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告(月報・日報)の確認 ・現地調査(年1回)	利用者の満足度調査等	・施設への意見箱の設置 ・利用者等の苦情対応の窓口に設	実地調査実施日	令和2年8月28日 令和2年11月26日 令和3年1月18日
-------------	--	------------	--------------------------------	---------	--------------------------------------

## 3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料(千円)					利用料金収入(千円)					利用者数(人)				
	田原	柳生	月ヶ瀬	都祁	興東	田原	柳生	月ヶ瀬	都祁	興東	田原	柳生	月ヶ瀬	都祁	興東
令和2年度	11,000	17,235	11,600	30,200	11,000	9,730	42,080	61,589	91,298	4,891	1,316	3,995	6,144	11,189	504
令和元年度	10,000	16,245	10,600	29,200	10,000	10,495	43,361	63,133	78,728	5,109	1,433	4,510	6,558	10,072	534
変動の大きい指標の変動理由															
特記事項	医療機関の少ない東部地域において安定した医療サービスを行うための診療所であるため、利用者数及び施設稼働率の目標設定することは、そぐわない。														

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

## 4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	利用者の公平性は確保されていたか。	公の施設の管理者である団体としての果たすべき社会的任務責任を全うしている。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	患者の個人情報の開示要請には、担当部署を通じて手続きを行っている。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	厚労省策定のガイドラインのほか、独自の個人情報保護マニュアルに基づき、職員に患者情報の守秘義務を徹底させている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	協定に基づき事業報告・決算報告を年1回提出させている。令和2年度は実施できなかったが、例年管理運営協議会において決算状況・事業実績の報告を委員に対して行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準のとおり行われたか。	法令等に定められた施設・設備の安全点検等が確実に行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害時の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。	消防法第17条3の3に基づき、定期点検し報告している。	適

## (2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態  
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	各診療所とも計画どおりに事業を実施し、成果もあった。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	各診療所とも計画どおりに事業を実施し、成果もあった。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	都祁診療所において患者数が増加したが、その他の診療所においては減少した。利用の促進等に関しては特別な方策は行われていないが、地域に密着した診療所になるよう努力されている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の効用を損なわず、施設を管理運営できる額と考えるが経費削減について具体的方策は十分に示されていない。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	運営管理に支障はなく適切な人員配置である。勤務体制もできるだけ無駄を省き効率よく仕事が終わることができるよう担当部署からの働きかけが見受けられる。	A
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	他の施設の運営実績が効果的に反映している。各診療所の連携を深め、医師や事務の異動により地域間の違いを効果的に事業に反映されているが、具体的方策は十分示されていない。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	都祁診療所の経常利益が黒字となっている他は、赤字となっている。外来診療収益が昨年度より全体的に減少していることが要因と考えられる。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること		市民ニーズに対しての考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	都祁診療所で、オンライン診療のアンケート調査を行った。窓口対応の際での市民からの要望や意見等は反映できるように取り組んだ。	A
		苦情・トラブルの適切な対応や予防の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	苦情・トラブルに対して、現場にて真摯に対応し、速やかに報告する。市が対処すべき内容については、指定管理者より報告を受け、早急に対応している。	B
		地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	奈良市医師会との連携、住民のケアカンファレンス等にも参画、消防、学校、福祉関係者との連携を行っている。	B

## 5. 総合評価

総合評価	診療については、事業計画書どおり適正に実施されている。収支状況については、都祁診療所のみ経常損益で黒字となっている。患者数は都祁以外の診療所において前年度より減少しているが、新型コロナウイルスの影響と思われる。指定管理者が同じということで、市立奈良病院と連携し一体的な運営を図ることができたことは評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	今後とも、財務状況の改善と、診療業務の向上のため良好な管理・運営の継続を求める。

## 6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	各診療所ごとに患者数の増減はあるものの僅かであり、経営状況の改善がみられており、安定的な事業運営がなされている。
-------------------	--

# 指定管理者評価表（令和2年度）

## 1. 施設概要

施設名	奈良市総合医療検査センター	評価主体	健康医療部 医療政策課
指定管理者	一般社団法人 奈良市医師会 (非公募)	指定の期間	平成28年 4月 1日から 令和3年 3月31日まで (5年間)
設置目的	市民の日常の健康増進、疾病の予防及び発見、リハビリテーションまでの包括的な保健医療サービスを効果的に提供することを目的とする。		

## 2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認 ・事業運営報告会での確認 ・現地調査(年1回)	利用者の満足度調査等	・アンケート調査	実地調査実施日	令和2年12月15日
-------------	---	------------	----------	---------	------------

## 3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度		1,286,811,496	-	394,659	月～土(祝日、12/30～1/5除く) ※4/6～5/10は新型コロナウイルスの影響で閉館	-	-	-
令和元年度		1,251,247,474	-	417,689	月～土(祝日、12/30～1/5除く)	-	-	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項	検診機関であるため、利用者数及び施設稼働率の目標設定することは、そぐわない。							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として收受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

## 4. 項目別評価

### (1) 適否評価項目

【評価基準】 適: 指定管理者としてふさわしい状態、否: 指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大きく制約を受けたが、センターの健康増進事業について、市民だより等により可能な範囲で市民に周知するとともに、検診・検査事業についても、センターHPにより周知を図った。	適
	情報公開に対する考え及び方策	具体的・効果的な方策が行われたか。	基本協定書に基づき市民が業務に関する情報を得られるよう、文書等の適切な保管に努めた。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報の取り扱いについては、基本協定書別記「個人情報取扱特記事項」遵守をするとともに、利用者にも掲示により周知を行った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	利用拡大により収入増を図るとともに、経費節減に努めた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に基づき行われたか。	職員による日常点検と専門業者への業務委託により適正に行った。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	職員による日常点検と専門業者への業務委託により適正に行った。	適



(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態  
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大 限に発揮させ るものである こと	事業実施計画	事業計画書どおりに事業が実施されたか。	事業計画書どおりに各事業が実施された。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	アンケートを実施し、参加者が求めるテーマを中心に健康講座や健康づくり教室を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービス向上について具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、健診・検査件数の減少が見られた。また、苦情等に対し迅速な対応に努めた。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減 が図られるも のであること	指定管理料の提案額	指定管理料は支払われない利用料金制により、適正に管理運営されているか。	サービスを維持しながら、管理運営を行った。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定 して行う能力を 有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制であったか。	利用者の状況に応じた適正な職員配置を行い、サービス維持に努めた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の育成のため、職員の研修・指導に関する具体的な方策が行われたか。	各専門分野の研修会・学会に参加、参加後伝達講習を行い技術向上に努めている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財政状況か。団体の財政状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	団体の財政状況は健全であり、安定的に事業を継続できた。	A
その他効果的 に公の施設の 設置の目的を 達成すること のできる団体 であること		検査業務において、精度管理が適正に行われているか。	日本医師会、日本臨床衛生検査技師会、奈良県臨床検査技師会の外部精度管理調査に参加し、その結果も良く、データの信頼性は担保されている。	A

5. 総合評価

総合評価	本施設の設置目的である「市民の健康の保持・増進、疾病の早期発見及び予防」推進のため、利用者拡大を図るとともに、経費節減や検査業務の精度管理にも努めていることから、指定管理者として適正に運営管理を行っている」と評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	今後とも、財務状況の改善と、健(検)診業務の向上のため良好な管理・運営の継続を求める。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	前年度に引き続き、これまでの実績や事業のノウハウを活かし、安定的で継続的な管理運営がなされている。
-------------------	---